

令和 2 年第 2 回美里町議会定例会会期日程表

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	6	9	火	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
				休 会	・ 各常任委員会
第 2 日		10	水	午前10時	・ 一般質問
第 3 日		11	木	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

6 月 9 日 (火)

令和２年第２回美里町議会定例会会議録（第１号）

令和２年６月９日（火）

午前 １０時００分 開会

１．議事日程

日程第１ 会議録署名議員指名 ７番 中川 政司 議員 ８番 吉田 起登 議員

日程第２ 会期の決定

日程第３ 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)美里町議会改革調査特別委員会委員長

(5)宇城広域連合議会議員

日程第４ 町長提出議案の一括上程（議案第46号から議案第57号及び報告第１号から報告第３号並びに同意第１号から同意第11号）

日程第５ 町長提出議案の提案理由説明

日程第６ 議案第46号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第７ 議案第47号 美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８ 議案第48号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９ 議案第49号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第50号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第51号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第52号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第53号 令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）

日程第14 議案第54号 令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15 議案第55号 令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

2. 出席議員（11名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
3 番	今 田 政 行 君	4 番	坂 田 竜 義 君
5 番	上 田 孝 君	6 番	松 永 正 憲 君
7 番	中 川 政 司 君	8 番	吉 田 起 登 君
9 番	上 村 則 幸 君	10 番	福 田 秀 憲 君
11 番	濱 田 憲 治 君	12 番	吉 田 美 好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事務局係長	立 道 誠 君	書 記	津 田 里美子 君
-------	---------	-----	-----------

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（吉田美好君） おはようございます。

ただいまから、令和 2 年第 2 回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

皆さんにお知らせします。倉田議会事務局長より本定例会への欠席届が提出されております。

なお、局長代理として、立道係長が出席をしております。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、7 番、中川政司君、8 番、吉田起登君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

5 月 27 日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

それでは、令和 2 年第 2 回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

5 月 27 日午後 2 時より、中央庁舎議会委員会室において、令和 2 年第 2 回議会運営委員会を開催しました。

出席者は、議会より吉田美好議長、上田総務常任委員長、中川経済建設常任委員長、福田社会文教常任委員長と私、濱田。執行部より、上田町長、吉住副町長、宮寄総務課長。事務局より立道係長と津田参事出席のもと開会をいたしております。

議題としまして、（１）執行部提出議案について、（２）一般質問について、（３）日程・会期等について、（４）その他を議案としております。

まず、（１）執行部提出議案について、条例関係 7 件、令和 2 年度補正予算 3 件、その他 16 件、合計 26 議案の説明を受けております。

次に、（２）一般質問において、受付順で高田美千子議員、私、濱田、坂田竜義議員から通告があっており、質問順については抽選の結果、1 番に高田美千子議員、2 番に坂田竜義議員、3 番に私、濱田の順番に決定しております。

次に、（３）日程・会期等について、新型コロナウイルス感染症予防を考慮し、

会期を短くすることを優先し、通常、常任委員会は１日時間を設けておりますが、今定例会では半日とし、会期を会期予定表（案）のとおり、６月９日より６月１１日までの３日間と予定しております。日程の内容につきましては、議案集の令和２年第２回美里町議会定例会会期予定表（案）のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和２年第２回美里町議会定例会議事予定表（案）より、日程第３、諸般の報告、日程第４、町長提出議案一括上程（議案第４６号から議案第５７号及び報告第１号から報告第３号並びに同意第１号から同意第１１号）をし、日程第５、町長提出議案の提案理由の説明を受けます。日程第６、議案第４６号「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から、日程第１２、議案第５２号「美里町長等の給料、諸手当および旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のそれぞれの内容説明のあと、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第１３、議案第５３号「令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）」から、日程第１５、議案第５５号「令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」までの内容説明を受けます。質疑・討論・採決は議会最終日、１１日に行います。

散会后、休会とし、各常任委員会を開催をします。

６月１０日は、一般質問を行います。質問順につきましては、１番、高田美千子議員、２番、坂田竜義議員、３番、私、濱田の順番で実施します。

６月１１日、議会最終日は、各常任委員会の委員長の報告及び特別委員長の報告をし、質疑を行います。その後、議案第５３号「令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）」から、議案第５５号「令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」を再度上程し、内容説明は既に終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第５６号「小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」から、議案第５７号「熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協定の一部変更について」の内容説明のあと、質疑・討論・採決を行います。

次に、報告第１号「令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から、報告第３号「『有限会社石段の郷中央』の経営状況報告について」までの報告を受けます。

次に、同意第１号「美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等またはこれらに準ずる者とするにつぎ、同意を求めることについて」から、同意第１１号「美里町農業委員会委員の任命につぎ、同意を求めることについて」の内容説明・質疑・討論・採決を行います。

その他のこととして、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、本年度の国会陳情及び議員視察研修並びに常任委員会研修を実施しないこととしております。

以上が、５月２７日に行われました議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日６月９日から６月１１日までの３日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日６月９日から６月１１日までの３日間に決定をいたしました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第３、諸般の報告を行います。

まず、議長から３月定例会以降の報告を行います。

３月１３日金曜日、令和２年第３回美里町議会広報委員会。これは委員会室で行われまして、全議員出席でございます。

３月１６日月曜日、令和２年第１回宇城広域連合議会定例会の事前打ち合わせ。これは議長室で行われております。

３月１８日水曜日、美里町社会福祉協議会理事会。湯の香苑で行われて出席をしております。

３月１９日木曜日、令和２年第１回宇城広域連合議会定例会。これは宇城広域連合の会議室で行われておりまして、私と光井議員が出席をいたしております。

４月６日月曜日、令和２年第５回美里町議会広報委員会。委員会室で行われております。

４月の１０日金曜日、熊本県町村議会議長会正副会長会議が自治会館で行われまして、出席をいたしております。

４月１１日土曜日、美里町消防団都原班の総会が大遠集会所で行われましたが、中にはもう入らずにですね、帰っております。

４月１３日月曜日、浜戸川改修促進期成会の監査が議長室で行われまして、私が監査をしております。

４月２４日金曜日、令和２年第１回美里町議会全員協議会が委員会室で行われまして、全議員出席であります。

５月８日金曜日、令和２年第１回美里町議会臨時会が議場で行われまして、全議

員出席でございます。

同じく５月８日、令和２年第１回宇城広域連合議会臨時会の打ち合わせが議長室で行われまして、私と光井議員が出席をしております。

５月１２日火曜日、令和２年第１回宇城広域連合議会臨時会が広域連合で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

５月１５日金曜日、熊本県町村議会議長会令和２年第１回理事会が自治会館で行われまして、私が出席をいたしております。

５月１８日月曜日、令和２年度美里町ふるさと祭り実行委員会の三役会が町長室で行われまして、出席をいたしております。

同じく１８日、令和２年第２回美里町議会臨時会が行われております。

同じく、令和２年第２回美里町議会全員協議会が行われまして、全員の方が出席でございます。

同じく１８日、宇城広域連合議会臨時会の打ち合わせが議長室で行われまして、宇城広域連合と打ち合わせを行っております。

５月２１日木曜日、町道北野柚木線の開通式が現地で行われまして、出席をいたしております。

５月２２日金曜日、熊本県町村議会議長会が県に対しての要望活動を行っておりまして、私は自民党県連までのお付き合いということでございました。

５月２７日水曜日、令和２年第２回美里町議会運営委員会が委員会室で行われまして、議会運営委員の方々と出席をいたしております。

６月３日水曜日、美里町社会福祉協議会理事会が湯の香苑で行われまして、私が出席をいたしております。

活動につきましては、以上でございます。

なお、５月２７日の議会運営委員会におきまして、先ほど議会運営委員長からの報告にもありましたが、今年度の国会陳情及び議員視察、視察研修並びに各常任委員会研修については行わないことに決定をいたしましたので、その関係経費につきましては、町での新型コロナウイルス感染予防対策に有効に活用いただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから前定例会後の行動、活動報告、諸般の報告について、報告をさせていただきます。

３月１５日です。美里町土地改良区の総代会です。

３月１７日、総合戦略推進本部の会議を行っております。

3月18日、美里町社会福祉協議会の理事会。

次の日、19日には、令和2年第1回の宇城広域連合の議会に出席をいたしております。

3月23日、交通指導員会議。

3月24日、総合教育会議。

3月25日、宇城広域連合正副連合長会議。その後、第73回熊本県町村会の定期総会に出席いたしております。

3月27日、社会福祉協議会の評議員会。

3月30日、総合戦略推進本部の会議。推進会議の答申を受けております。3月30日、併せて、その後新型コロナウイルス感染症の対策本部会議を行っております。

3月31日、特別叙勲の伝達式を行い、その後、年度末ということで退任式を行っております。

4月の1日、新規採用職員の辞令交付式を行っております。その後、社会福祉協議会の辞令交付式も行っております。

4月の2日、課長会議、それから復旧復興会議を行っております。

4月の6日、春の交通安全運動の安全祈願祭に馬場の若宮神社に行っております。そのあと、緑川改修期成会の監査。

4月の10日、新型コロナウイルス感染症対策本部の会議。

4月の15日、萱野区の街路灯組合の通常総会。その後、午後7時半から消防団の幹部会議。それから辞令交付式に出席をいたしております。

4月の17日、宇城広域連合の正副連合長会議。

4月の20日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。

4月の22日、宇城広域連合総合評価委員会の報告を受けております。

4月の24日、令和2年第1回美里町議会全員協議会に出席をし、そのあと新型コロナウイルスの感染症対策本部会議に出席しております。

4月27日、子牛品評会。

4月30日、宇城広域連合正副連合長会議。

5月の8日、令和2年第1回の美里町議会の臨時会に出席をし、午後から新型コロナウイルス感染症の対策本部会議。

5月の11日、交通指導員の辞令交付を行って、そのあと宇城広域連合の正副連合長会議に出席をいたしております。

5月の12日、令和2年第2回宇城広域連合の臨時会。

5月の14日、宇城広域連合の総合評価委員会からまた報告を受けております。

5月の15日、日赤の銀燭表彰伝達を行っております。

5月の18日、ふるさと祭りの三役会議を行いまして、ふるさと祭り、それからやまびこ祭りに関して、今回中止という決断を行ったところでございます。

5月の18日、令和2年第2回の美里町議会の臨時会。その後、令和2年第2回の議会全員協議会に出席をいたしております。

5月の19日、新型コロナウイルスの感染症対策本部会議。

5月の21日、町道北野柚木線の開通式。

5月の27日、令和2年の第2回の議会運営委員会に出席をいたしております。

6月の1日、課長会議。その後、復旧復興会議を行いまして、午後からふるさと景観賞の伝達式。フットパス協会に伝達をいたしております。

6月の3日、社会福祉協議会の理事会。

6月の8日、昨日になりますが、嘱託員・嘱託補会議。3密を避けるために午前中、中央地区を行いまして、午後から砥用地区の嘱託員・嘱託補会議を開催したところでございます。

以上で、3月定例会後の諸般の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） 例月現金出納検査の結果の報告をいたします。

美里町議会議長、吉田美好様。美里町監査委員、遠山史朗。美里町監査委員、坂田竜義。

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について。

地方自治法第235条の2第1項により、令和2年2月分、3月分、4月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

記

1、検査対象、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金（計算表は別紙のとおり）。

2、検査の時期、令和2年3月26日、4月27日、5月25日。

3、検査結果、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、美里町議会議会改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。11番、濱田憲治君。

○11番（濱田憲治君） それでは、令和2年第3回美里町議会改革調査特別委員会の

報告をいたします。

令和2年3月13日、美里町役場中央庁舎議会委員会室において、出席者、福田委員、上村委員、吉田起登委員、中川委員、松永委員、上田委員、坂田委員、高田委員、光井委員及び私、濱田。欠席の委員が今田副委員長であります。事務局から倉田事務局長、津田参事出席のもと開会をしております。

議題としまして、1、美里町議会改革調査特別委員会の取り組みについて。2、その他を議題としました。

議事としまして、1、美里町議会改革調査特別委員会の取り組みについて、調査項目9項目の今後の進め方について協議をしております。

(1) 議事録の公開について。

現状のままで対応する。閲覧を希望される方は、申込書に必要事項を記入後、議会事務局内で閲覧をしていただきます。

(2) 議員個人の賛否の公開について。

各議員が常識ある判断をされているので、この項目は削除とすることに決定しております。

(3) 議員の視察報告の公開について

常任委員会の視察等の報告は各委員長が行うが、プラスして補足が必要な事項がある場合、委員長の報告書に追加記載としてもらいます。委員長が報告された文章を各議員にも配布することにしております。

(4) 議長交際費の公開について

議会事務局より、交際費の支出基準と公開に関する要綱等の策定を進めており、令和2年4月1日よりホームページで閲覧が可能になるように整備をしているということでございました。

(5) 議会報告会、住民説明会、意見交換会等の議会が住民に説明する場の実施について

継続調査とすることとしました。

(6) 議会報告等で出た質問・要望及びその取扱いについて

これも継続調査といたしております。

(7) 議員報酬について。

これも継続調査としております。

(8) 議長選挙の実施について。

これも継続調査としております。

(9) 議会としてIT化への取り組みについて。

継続調査とし、早めに進めることとしております。

2、その他。

嘱託会との意見交換会を実施するが、テーマを「議員定数」と「IT化」とするようしております。嘱託会から、何か求める事案があれば協議する形で進めるように決定しております。また、意見交換をする前に、議長と今田副委員長と私、3人で意見交換する事前の打ち合わせを開催するようしております。

以上が、令和2年第3回の議会改革調査特別委員会の報告でございますが、報告漏れがございましたら他の委員さんから補足をお願いします。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。2番、光井博幸君。

○2番（光井博幸君） それでは、令和2年第1回宇城広域連合議会定例会の報告をいたします。

宇城広域連合議員、光井博幸

日時、令和2年3月19日木曜日、10時から。

場所、宇城広域連合2階交流プラザ

出席者、宇城広域連合議員10名、正副連合長3名、執行部から11名

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定 当日1日間に決定しております。

日程第3、一般質問、1番、福田議員から。廃棄物の処理及び清掃に関する法律について。ごみ減量化の目標について。ごみ焼却炉での処理量について。

日程第4、議案第1号、宇城広域連合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第2号、宇城広域連合事務局設置条例等の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第3号、宇城広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第7、議案第4号、宇城広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第8、議案第5号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定について。

日程第 9、議案第 6 号、宇城広域連合高機能消防指令設備整備事業に係る総合評価委員会の設置条例の制定について。

日程第 10、議案第 7 号、令和 2 年度宇城広域連合一般会計予算について。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 5,536 万 7,000 円。繰越明許費 24 億 6,970 万 3,000 円。債務負担行為 19 事項。地方債 29 億 8,350 万円とするもの。

追加日程第 1、発議第 1 号、議案第 7 号令和 2 年度宇城広域連合一般会計予算に対する附帯決議。

日程第 11、議案第 8 号、令和 2 年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計予算について。

歳入歳出の総額をそれぞれ 943 万 9,000 円とするもの。

議案については、全て原案のとおり可決。

日程第 12、報告第 1 号、専決処分の報告について。令和元年専決第 1 号、損害賠償額の決定について。

日程第 13、報告第 2 号、専決処分の報告について。令和元年専決第 2 号、損害賠償額の決定について。

日程第 14、報告第 3 号、専決処分の報告について。令和 2 年専決第 1 号、損害賠償額の決定について。

追加日程第 2、議案第 9 号、令和元年度宇城広域連合一般会計補正予算(第 3 号)について。

消防本部・北消防署耐震改築整備事業の繰越明許費を 5,371 万 4,000 円から 7,106 万 8,000 円とするもの。

議案は、原案のとおり可決しております。

次に、令和 2 年第 1 回宇城広域連合議会臨時会の報告をいたします。

日時、令和 2 年 5 月 12 日火曜日、午前 10 時から

場所、宇城広域連合 2 階交流プラザ

出席者、宇城広域連合 10 名、正副連合長 3 名、執行部から 11 名

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期の決定 当日 1 日間に決定しております。

日程第 3、報告第 4 号、令和 2 年度宇城広域連合一般会計予算に対する附帯決議に係る経過報告について。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第４、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第４６号から議案第５７号及び報告第１号から報告第３号並びに同意第１号から同意第１１号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局立道係長に朗読をさせます。立道係長。

○事務局係長（立道 誠君） それでは、議案書の２枚目の議事予定表(案)をお開きください。読み上げます。

議案第４６号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第４７号 美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４８号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４９号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５０号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５１号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５２号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５３号 令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）

議案第５４号 令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第５５号 令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

次のページをお開きください。

議案第５６号 小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

議案第５７号 熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

報告第１号 令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第２号 令和元年度美里町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について

報告第３号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

同意第１号 美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて

同意第２号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 3 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 4 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 5 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 6 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 7 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 8 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 9 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 10 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 11 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、立道係長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 7 件、補正予算 3 件、その他 2 件、報告 3 件、同意 11 件の計 26 件でございます。

まず、議案第 46 号、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、法律の名称及び条項の改正に伴い、美里町行政不服審査関係手数料条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 47 号、美里町税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症関連による地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、固定資産税の軽減措置及び特例措置の拡充・延長、環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収猶予制度の特例等に関する規定について、改正するものでございます。

続きまして、議案第 48 号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免を実施するための改正でございます。

続きまして、議案第 49 号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 50 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る疾病手当金の支給等に対応するための改正となっております。

続きまして、議案第 51 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例についま

しては、新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免に対応するための改正でございます。

続きまして、議案第52号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の不適正な会計処理事案の処分決定に伴い、町長及び副町長、教育長の減給措置を行うための改正でございます。今回の事案につきましては、改めましてこの場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。今後、同じようなことが繰り返されないように、しっかりと改善策に取り組んでいきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

次に、議案第53号、令和2年度美里町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,947万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億8,975万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫補助金の地方創生臨時交付金1,715万8,000円で、財源調整のため財政調整基金繰入金825万7,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策費といたしまして、総務費で美里町出身学生支援事業委託料240万円、地域の絆プロジェクト推進補助金200万円、民生費で放課後児童健全育成事業委託料320万円、土木費で環境整備作業費計498万円、消防費で備蓄・避難所用の物品購入費600万、それぞれ計上いたしております。通学路の安全確保のため、土木費で老朽危険家屋除去等委託料285万円を計上、5月15日から16日の豪雨に係る災害復旧費で、農用地等災害復旧費700万円及び公共土木施設災害復旧費700万円を計上いたしております。

続きまして、議案第54号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する疾病手当金の支給に係る必要経費を計上いたしております。

続きまして、議案第55号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員手当等を増額補正しております。

次に、議案第56号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結につきましては、契約締結につきましては、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

続きまして、議案第57号、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決に付すものでございます。

次に、報告第1号、令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告から、

報告第3号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告までにつきましては、関係法令の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

続きまして、同意第1号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつぎ同意を求めることにつきましては、農業委員会等に関する法律の規定に基づく農業委員会委員の過半数を認定農業者又は認定農業者に準ずる者とするにつぎ、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第2号から同意第11号までにつきましては、美里町農業委員会委員の任命につぎ同意を求めることについて、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律の規定により、新たな委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、先ほど諸般の報告で議長のほうからご提案をいただきました議会の視察費等をコロナ対策に充てるようにということでございます。しっかりとその提案を受け止めて対応させていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

—————○—————

日程第6 議案第46号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第46号、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第46号について、ご説明申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が施行され、関係条例を改正する必要性が生じたために提案するものでございます。

この法律は、情報通信の技術の活用により、行政手続等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化・効率化を図るために、いわゆる行政手続のオンライン化に必要な事項を定めたものでございます。

次のページをお開き願います。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条で美里町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第2条で美里町行政不服審査関係手数料条例の一部改正を記載いたしております。

詳細につきましては、別冊の議案第46号資料にて説明申し上げます。

議案第46号資料、第1条関係で、美里町固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後となっております。

第6条第2項におきまして、アンダーラインの部分、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、第10条第1項第2号及び第2項第3号において、「情報通信技術利用法という」を削除し、第3条第1項を第6条第1項に改め、「前項の規定に従って弁明書が提出されたもの」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改めておりますが、法律名の改正、引用条項の繰り下げ等によるものでございます。

次のページ、2ページをお開き願います。

第2条関係で、美里町行政不服審査関係手数料条例の新旧対照表となっております。「別表1」の中、3つ目の枠でございます。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という）第4条第1項」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という）第7条第1項」に改め、その下、同項を第6条第1項に改めております。

次の3ページをお開き願います。

「別表第2」におきまして、これも3つ目の枠内でございます。アンダーラインの「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改め、同項を第6条第1項に改めております。こちらも法律名及び略称の改正、引用条項の繰り下げ等によるものでございます。

議案集にお戻り願います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第46号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第46号、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第46号、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分とします。

—————○—————

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、町長の提案理由の説明の中での修正の申し出がっておりますので、これを許可します。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 許可をいただきましたので、修正をさせていただきます。

先ほど、提案理由の説明におきまして、議案第50号美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明のとき、並びに議案第54号令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明に際しまして、傷病手当金の支給という、正式には「傷病手当」金の支給と言わなければいけないところを「疾病手当」と間違っていて読んでしまいましたので、ここに訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

—————○—————

日程第7 議案第47号 美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第47号、美里町税条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。田上税務課長。

○税務課長（田上和則君） 議案第４７号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第４７号、美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

美里町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和２年６月９日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が、令和２年４月３０日に公布されたことに伴い、関係条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町税条例の一部を改正する条例、以下、改正条文でございます。

第１条による改正が１ページの下から１１行目まで、第２条による改正が１０行目から２ページの上から１１行目までとなっております。

今回の改正につきましては、主に新型コロナウイルス感染症に関連するものとなっております。

内容としましては、中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、生産性改革に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収猶予制度の特例、イベントを中止した事業者に対する払い戻し請求権を放棄したものへの寄付金控除の適用に係る個人住民税における対応、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応でございます。

以下、内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。

別冊の議案第４７号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。下線部分が改正箇所でございます。

まず、新旧対照表の１ページをご覧ください。

第１条による改正でございます。最初に第１０条の読替規定でございます。今回、法律の改正により、法附則第６１条、又は法附則第６２条を新たに加えることとなっておりますが、法附則第６１条につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減するものでございます。

また、附則第６２条につきましては、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、

新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに適用期限を2年延長するものでございます。

3ページをお開きください。

3ページの第27項につきましては、法附則第62条を新たに加えたことによる内容の追加となっております。

同じく、3ページの第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、自家用乗用車を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、令和2年9月30日までの適用期限を6月延長し、令和3年3月31日まで取得したものを対象とするものでございます。

4ページをお開きください。

第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等につきましては、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予を適用する特例を設けるものでございます。

5ページ以降が、第2条による改正でございます。

5ページの第10条の読替規定につきましては、第1条におきまして、附則第61条又は附則第62条を新たに加え、2条におきまして、法律の改正により条項を変更するものでございます。

7ページをお開きください。

7ページの第10条の2、第27項につきましても、法律の改正により条項を変更するものでございます。

同じく7ページの第25条。新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例につきましては、所得税において寄付金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とするものでございます。

8ページをお開きください。

第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等の特例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講ずるものでございます。具体的には、既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件。取得の日から6カ月となっておりますが、このことにつきまして、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響で遅れ、入居が遅れた場合でも、一定期間までに増改築等の契約を行っているとの要件を満たしていれば、入

居期限を増改築等完了の日から6カ月とする。また、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により入居が期限に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行う等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とするものでございます。

それでは、改正条文にお戻りください。

2ページ目をお開きください。

上から12行目、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。但し、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するとしております。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第47号、美里町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがって、議案第47号、美里町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第48号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第48号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第48号について、ご説明申し上げます。

議案第48号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免を実施するために、関係規定を追加する必要がありますので提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成16年美里町条例第52号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございますが、説明資料として提出しております新旧対照表により、ご説明いたします。

別添の議案第48号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

改正内容の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免は、特例的・時限的なものでございますので、附則に關係規定を追加をしております。

新旧対照表の右側の改正後の欄をご覧ください。

まず、附則第5項を追加しておりますが、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯については、現行の第2条第4項第1号に該当するものとみなし、同項の規定を適用した上で、国民健康保険税の全額を免除するものでございます。

次に、附則第6項を追加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、同項各号で示す一定以上の条件を満たす場合に、現行の第2条第4項第4号の規定に該当するものとみなし、同項の規定を適用して、合計所得金額に応じて国民健康保険税の減額又は免除を行うものでございます。また、但し書におきまして、主たる生計維持者が事業等の廃止または失業した場合は、その合計所得金額に関わらず、全額を免除するものでございます。

次に、附則第7項を追加しておりますが、減免の対象となる国民健康保険税の範囲を定めたもので、令和元年度分及び令和2年度分であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められているものを対象としております。

次に、附則第8項を追加しておりますが、非自発的失業者に係る課税の特例を適

用した場合は、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置を適用しないものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置につきましては、国が財政支援をすることになっております。

次に、議案書の災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の２枚目を再度お開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第５項から第８項までの規定は、令和２年２月１日から適用するとしております。

以上で、議案第４８号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４８号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第４８号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第４９号 美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第９、議案第４９号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第４９号について、ご説明申し上げます。

議案第４９号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和２年６月９日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合を後期高齢者医療に関する条例の一部改正を踏まえ、町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加える必要がありますので、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

美里町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年美里町条例第２号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございますが、説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。

別添の議案第４９号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

今回改正する第２条の規定は、町が処理する事務の規定でございますが、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務の規定を第８号として追加するものでございます。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給に関する事務につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が処理するものでございます。

次に、議案書の美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を再度お開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第４９号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第４９号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第４９号、美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１０ 議案第５０号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第１０、議案第５０号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第５０号について、ご説明申し上げます。

議案第５０号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和２年６月９日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を開始するために、関係規定を追加する必要がありますので、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険条例（平成１６年美里町条例第１０７号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございますが、説明資料として提出しております新旧対照表により、ご説明いたします

別添の議案第５０号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

今回の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給は、特例的・時限的なものでございますので、附則に關係規定を追加をしております。

新旧対照表の右側の改正後をご覧ください。

まず、附則第５項を追加しておりますが、対象者及び支給要件に関する規定でありまして、対象者として被用者である国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者。又は、発熱等の症状があり、感染が疑われる者としております。

また、支給要件としまして、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給するものでございます。

次に、附則第6項を追加しておりますが、傷病手当金の支給額に関する規定であり、1日につき、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2を支給するものでございます。

2ページ目をお開き願います。

次に、附則第7項を追加しておりますが、支給期間に関する規定であり、最長1年6月まで支給するものでございます。

次に、附則第8項を追加しておりますが、給与等との調整に関する規定であり、給与等を受けることができる期間については、傷病手当金は支給しないか、給与等と傷病手当金との差額を支給するものとしております。

次に、附則第9項及び第10項の規定を追加しておりますが、本来であれば受けることができるはずであった給与等を受けることができなかった場合に、傷病手当金を支給し、その支給した金額を事業主から徴収するというものでございます。

次に、議案書の美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の2ページ目を再度お開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日の間に属する場合に適用するとしております。適用期間の終期を規則に委任しておりますが、令和2年9月30日と定める予定としております。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきましては、全額国から財政支援がございました。

以上で、議案第50号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 5 0 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 5 0 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 5 1 号 美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 1、議案第 5 1 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第 5 1 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 5 1 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
美里町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号保険料の減免の実施に伴い、条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

次のページをお願いいたします。

美里町介護保険条例の一部を改正する条例

美里町介護保険条例（平成 1 6 年美里町条例第 1 0 8 号）の一部を、次のように改正する。

別紙、議案第 5 1 号の資料をお願いいたします。新旧対照表です。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。

改正後の下線部分 1 行目をお願いいたします。（新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）及び以下の下線部分の 1 条を附則に加えるものです。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる、介護保険の第 1 号保険料の減免に対して、国費による財政支援が行われるため、条例の改正を行うものです。

改正の詳細につきましては、改正後下線部分の 3 行目、第 5 条第 1 項において、減免措置を行う場合の減免の要件及びその対象となる保険料を定める規定です。減免の要件として、減免の対象となる第 1 号保険料は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3

年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料とするものです。対象となる保険料は、感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者が死亡又は重篤の傷病等を負った場合、また事業収入等の減収が見込まれる場合とするものです。

次のページをお願いいたします。

改正後下線部分の下から4行目、同条第2項は、申請期限の特例を定める規定です。通常、普通徴収の場合、納期限の7日まで、特別徴収の場合は、年金支給月の前々月の15日までに申請書を提出することとなっていますが、町長は、これによりがたい事情があると認めたときは、別に申請期限を定めることができるものとするものです。

再度、議案書の改正条文をお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5条の規定は、令和2年2月1日から適用するものとしております。

以上、議案第51号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第51号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第51号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第52号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第12、議案第52号、美里町長等の給料、諸手当及び旅

費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第52号について、ご説明申し上げます。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和2年5月29日付で職員の懲戒処分及び分限処分を行ったことにより、関係者の処分についても行う必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

詳細につきましては、別冊の議案第52号資料にてご説明申し上げます。

議案第52号資料、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の新旧対照表でございます。

附則の2のあとに、「3、令和2年7月1日から同月31日までの間における給料月額は、第2条の規定に関わらず、別表第1に定める額から、町長にあつてはその額に100分の10、副町長及び教育長にあつてはその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする」を加えるものでございます。

議案集にお戻り願います。

附則でございます。この条例は、令和2年7月1日から施行するものといたします。

以上で、議案第52号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５２号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがいまして、議案第５２号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１３ 議案第５３号 令和２年度美里町一般会計補正予算(第５号)

日程第１４ 議案第５４号 令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第１号)

日程第１５ 議案第５５号 令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)

○議長（吉田美好君） 日程第１３、議案第５３号、令和２年度美里町一般会計補正予算(第５号)から、日程第１５、議案第５５号、令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第１号)までの３案件についてを一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程第１３、議案第５３号から、日程第１５、議案第５５号までの補正予算３案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第１３、議案第５３号から、日程第１５、議案第５５号までの３案件を一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定をしました。

それでは、日程第１３、議案第５３号から、日程第１５、議案第５５号までを一括議題とします。

まず、議案第５３号、令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）の内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第５３号について、ご説明申し上げます。

別冊の一般会計補正予算（第５号）の１ページをお開き願います。

議案第５３号、令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）

令和２年度美里町の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２,９４７万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ８１億８,９７５万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。総合体育館、複合機リース料、期間が令和3年度から令和7年度まで、限度額が43万4,000円を追加いたしております。

8ページをお開き願います。

歳入歳出予算、事項別明細書の2、歳入でございます。

まず、一つ目の枠、款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金におきまして、一番上の欄の下でございます地方創生臨時交付金1,715万8,000円を計上いたしております。目の2民生費国庫補助金におきましては、4月以降の学校の休校に対応するため、放課後児童健全育成事業補助金（新型コロナ対策分）106万6,000円を計上いたしております。

それと、その二つ下でございますが、保育環境改善事業補助金（新型コロナ対策分）90万7,000円でございます。これにつきましては、平成元年度からの引き続きの事業で、4月以降もこのコロナ対策の事業を続ける3園に対しまして予算を計上したものでございます。

それと二つ目の枠、款の15県支出金、項の2県補助金、目の2民生費補助金におきましては、先ほど国の補助金と同じでございますが、放課後児童健全育成事業補助金（新型コロナ対策分）106万6,000円を計上いたしております。

四つ目の枠、款の18繰入金、項の1基金繰入金におきましては、財源調整のため、財政調整基金繰入金825万7,000円を計上いたしております。

9ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

款の1議会費から款の9教育費まで、節の1から4までの人件費等の増減につきましては、人事異動及び新型コロナ対策事業実施等に伴う組替えが主な理由となっております。

二つ目の枠、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費におきまして、12の委託料で、美里町出身学生生活支援事業委託料（新型コロナ対策分）ということで、240万円を計上いたしております。美里出身で町外に出て、一人暮らし等をしている学生に対し、お米等の地元産品を送付するものとして予算を計上いた

しております。

その下の枠、目の6企画費におきまして、地域の絆プロジェクト推進補助金（新型コロナウイルス対策分）200万円を計上いたしております。10地区を想定して計上いたしたところでございます。

12ページをお開き願います。

12ページの一つ目の枠、款の3民生費、項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費におきまして、先ほど歳入で出てまいりました国・県の補助金と町の持出し分を合わせまして、放課後児童健全育成事業委託料（新型コロナウイルス対策分）としまして、4月以降の休校に対応するため、320万円を計上いたしております。

その下の枠、目の2児童措置費におきまして、こちらも歳入のほうで出てまいりましたが、保育環境改善事業補助金（新型コロナウイルス対策分）90万7,000円を計上いたしております。

14ページをお開き願います。

14ページの一つ目の枠、款の7土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費におきまして、12の委託料で、老朽危険家屋除却等委託料285万円を計上しておりますが、大沢水地区内の通学路安全確保のための予算計上となっております。

二つ目の枠、項の2道路橋梁費の目の2道路維持費でございますが、役務費の中で環境整備作業手数料450万円をはじめ、この環境整備作業全体で498万円を計上いたしたところでございます。

15ページをお開き願います。

二つ目の枠です。項の4住宅費、目の1住宅管理費におきまして、中地区のテレビ共同受信施設大規模改修工事負担金72万5,000円を計上しておりますが、松野原団地分でございます。

その次、三つ目の枠です。款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費におきまして、まず需用費で避難所等におきます備蓄避難所用の消毒液等の消耗品の購入費（新型コロナウイルス対策分）として、300万円。

その下、避難所用の備品購入費（新型コロナウイルス対策分）として、避難所におけるパーティション等の購入費で300万円を計上いたしております。

その下、被災宅地等土砂除去費補助金につきましては、先般の5月15・16の豪雨でもありましたが、宅地に迫る崩土があったときの臨時的な除去の補助金として、1件あたり5万円の5件分、25万円を計上いたしております。

17ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費ということで、これも5月15・16の豪雨に対応し、農用地等災害測量設計委託料600万

円。重機等借り上げ料１００万円を計上しておりますが、農地１９件、施設５件を見込んでの計上となっております。

二つ目の枠、項の２公共土木施設災害復旧費におきまして、これも５月１５・１６の豪雨に対して、道路２件、河川４件の測量設計委託料７００万円を計上いたしましたところでございます。

以上で、議案第５３号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第５３号の内容説明を終わります。

次に、議案第５４号、令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第５４号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第５４号、令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第１号）の１ページをお開き願います。

議案第５４号、令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和２年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１８５万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億４,２０５万９,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月９日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

４ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございまして。

第４款第１項の県負担金につきましては、第１目保険給付費等交付金におきまして、１８５万４,０００円を追加しております。歳出における傷病手当金の特定財源として計上したものでございます。

次に、同じページの下段の表をご覧ください。３、歳出でございまして。

第２款第６項傷病手当金を新設しております。第１目傷病手当金におきまして、１８５万４,０００円を追加しております。

この傷病手当金は、被用者である被保険者が新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができなかった期間について、給与収入等の減少分の一部を支給するものでございます。

以上で、議案第54号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第54号の内容説明を終わります。

次に、議案第55号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。

北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第55号について、ご説明いたします。

別冊、補正予算書1ページをお開き願います。

議案第55号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ98万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,200万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い、98万7,000円減額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費におきましては、人事異動に伴い、人件費の給料・職員手当等につきまして、合計98万7,000円減額しております。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。本日午後1時からには休会とし、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、午後からは休会とし、午後１時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をいたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第１会議室、社会文教常任委員会が第２会議室をご利用ください。

明日１０日水曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前１１時５９分

第 2 号

6 月 1 0 日（水）

令和2年第2回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月10日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番 （1） 1 番 高 田 美千子 議 員

順 番 （2） 4 番 坂 田 竜 義 議 員

順 番 （3） 11番 濱 田 憲 治 議 員

2. 出席議員（11名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
3 番	今 田 政 行 君	4 番	坂 田 竜 義 君
5 番	上 田 孝 君	6 番	松 永 正 憲 君
7 番	中 川 政 司 君	8 番	吉 田 起 登 君
9 番	上 村 則 幸 君	10 番	福 田 秀 憲 君
11 番	濱 田 憲 治 君	12 番	吉 田 美 好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事務局係長 立 道 誠 君 書 記 津 田 里美子 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

皆さんにお知らせします。報道関係機関より、写真撮影の許可の申し出があつておりますので、美里町議会傍聴規則第9条の規定により、本日のみ傍聴席からの写真撮影を許可します。なお、広報掲載のため、広報担当者、西野主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第1、一般質問を行います。

通告があつておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

1番、高田美千子君の一般質問を行います。

高田君。

○1番（高田美千子君） 1番議席、高田でございます。おはようございます。発言の機会をいただき感謝申し上げます。通告書に沿って質問をしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、たくさんの希望を持ってスタートした令和2年なのですが、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大して、今、日本国内も大変な状況になっております。その影響で私たち全ての国民一人ひとりが不安と混乱、そして経済的なダメージを強く受けて、これまでの当たり前の普通の暮らしというものが奪われてしまいました。世界の感染死者数が既に700万人を超えており、今も増え続けております。日本国内でもこれまでに感染が確認された方の数は1万7,000人を超えました。亡くなられた方も900人以上となって、哀悼の思いでいっぱいです。

国は、戦後最大の危機的事態ということで、4月の半ばには全国に緊急事態宣言を発出し、5月25日に宣言が全面解除されました。そして、これからは感染防止とともに社会活動を取り戻すということで、新しい生活様式を進めるとしております。

そこで、新型コロナウイルスに関するこれまでの町の取り組み状況と、新しい生活様式を踏まえたこれからの包括的な町の対策、方針について質問を進めてまいりたいと思います。

町は、2月22日に美里町感染症対策本部を開設されて、マスクの着用ですとか手洗い、うがいの励行、それから外出自粛とか3密を避けるなどの予防対策を進めてこられました。それから、各種のイベントや行事も中止をされ、様々な自粛対策

が取られました。私たちの町から一人の感染者も出なかったことは、本当にありがたいことと感謝をしております。

しかし、緊急事態宣言が解除されました今でも、私たちは以前の暮らし、どういったどこまで以前の暮らしに戻ったらよいのか戸惑っております。町内のお店で友人と食事をしたり、楽しくお買い物をしたり、地域で行事を開催したり、そういった一歩がなかなか踏み出せないでおります。新しい生活様式を取り入れた町民の暮らし方は、緊急事態宣言中の暮らしと比べてどのように変わるのか、これからの町の暮らしのあり方、地域の暮らしについて、町長は具体的にどのようにイメージをされているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 5月の14日に熊本県を含む39県の緊急事態宣言を解除することが発表をされ、5月の25日、5都道県の解除を受けまして、全国の緊急事態宣言が解除になったところでございます。

しかしながら、今後も再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があるとされております。なお、新しい生活様式には様々な実践例が示してございますが、基本的には身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行、そして3密を避けることだと理解をしております。加えて、毎朝の検温であったり、健康観察にも配慮が必要になってくると考えております。今後は、それらの感染防止策を講じた上で、地域内の移動であったり、少人数での交流、公共施設や飲食店等の利用再開を図るなど、少しずつ緊急事態宣言以前のコミュニティの回復及び再構築を図っていく必要があります。このことが、ひいては地域経済の回復、あるいは心身の健康増進等にもつながっていくものと考えております。

とはいえ、新型コロナウイルスに対するワクチンや対処薬の開発、感染症対策対応の整備等が進まない限り、不特定多数の人々を集めるイベントや3密につながる催しなどは、依然できないものと考えております。一気に元に戻るのではなく、安全性を確保しながら、できる範囲での事業再開、地域振興を図っていくことが大事であると認識しております。移動自粛等は緩和されましたが、引き続き、感染予防を徹底しながらの生活が続いていきます。町民の皆様には今後も引き続き不安な日々が続く、ご不便をお掛けすることと思いますが、元の生活様式が実施可能と判断されるまで、ご理解、それからご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。まだまだ感染拡大の第2波の心配

もされております。少しずつ自粛が緩和されて、日常が取り戻せるということとはとてもありがたいことです。高齢者も若い人も町民が一丸となって、自分でできる予防対策を実行しながら社会の動きを取り戻せたらいいなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

全国の感染拡大が収まりつつある一方で、国内経済の悪化が最大の課題になっております。全国でたくさんの人たちが経済的な損失を受けており、国は緊急経済対策としていろんな支援策を示しております。身近なところでは、全国民一律10万円支給という特別定額給付金とか、損益を受けた事業所を支援する持続化給付金、子育て世帯への臨時特別給付金など、様々な手立てがなされておりますが、その申請の手続きがとても煩雑だと聞いております。一人暮らしの方で内容がよく理解できなかったり、移動手段がなかったり、その申請が難しい方もおられるのではないかと聞いております。また、給付金詐欺のニュースなども聞いておりますし、ニュースで聞いたところによりますと、特別定額給付金の申請もまだ、全国的に2、3割しかなされていないということも言うておりました。

そこで、美里町の今の状況としましては、そういった各種給付金などの手続きはスムーズに行われていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

まず、特別定額給付金につきましては、5月10日と11日に収入減の著しい世帯及びひとり親世帯を対象に事前受付を行い、5月12日から一般の申請受付を行っております。5月11日に最初の給付を行って以来、6月10日現在で3,954世帯、9億3,790万円の給付を行い、予算に対する執行率は95%となっております。なお、オンライン申請は24世帯、71人分でした。

先ほど高齢者世帯等のこともありましたが、今後まだ申請が行われていない世帯について、民生員さん等の、あるいは社会福祉協議会等の協力も得ながら進めたいと思っているところでございます。

子育て世帯臨時給付金につきましては、6月11日に438世帯分、817万円を給付予定で、これも予算に対しての執行率は約94%となる見込みです。

中小企業者への資金繰り支援策としましては、金融円滑化特別資金のセーフティネット保証4号分が23件、5号分が1件、機器関連保証分が2件の計26件が申請されており、借入総額は4億450万円となっております。

国の雇用調整助成金や国・県の持続化給付金につきましては、町ではその数を把握しておりませんが、持続化給付金の上乗せ支援策である町の中小企業事業者事業継続支援金につきましては、6月1日から受付を開始し、6月9日時点で21件、

300万円の申請がなされており、6月18日に支給予定となっております。

以上、現在把握しております状況を申し上げましたが、町独自の支援金等につきましては、早急に給付できるように対処しているところでございます。また、中小企業の支援策につきまして、5月27日付けで商工会と新型コロナウイルス感染症対策支援窓口設置委託を締結し、支援相談員等による雇用事業の維持継続、申請相談などの支援事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 行政もコロナ対策などで人手不足もあるかもしれませんが、住民に対して必要なサービスとして、全ての受給資格のある方たちが補助金や給付金をスムーズに受けられるように支援をお願いいたします。やはりこういった給付金が消費につながって、町内外の経済活動に活かされることがとても大事だと思っております。コロナ終息後の美里町が元気を持続できるように、商工会などとも連携されながら支援していただくようによろしくお願いします。

次の質問です。

国や県の方針を受けて、町はこの春以降のイベントや行事が中止されて、夏のふるさとまつり、それからやまびこまつりの中止も決まりました。いろんな業種において経済損失がありますけれども、中でも飲食関係の事業所の皆さんの多くがやはり自粛のあおりで大きな損益を受けられております。当分の間、たくさん人が集まる、密集する催し物などはできない状況でございますので、そこには経済効果も生まれません。たくさんの方たちが経済的なダメージを受けられるかと心配をしております。それに代わる経済浮揚の取り組みとして、町は何かお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） イベントにおきましては、人との距離の確保やマスクの着用、手指消毒や参加者の連絡先把握等が必要となっております。不特定多数の方々が来町される「ふるさとまつり」、「やまびこまつり」におきましては、既に中止を決定をいたしております。また、これまでに「さくら健康フェスタ」をはじめ、多くのイベント、催し物が中止または延期となっております。

なお、今後予定されております「アタック・ザ・日本一」、あるいは「どんどまつり」、そして「教育の日講演会」などにつきましては、新しい生活様式をもとに、その時期の状況も観察しながら、今後判断してまいりたいと考えております。

ご質問の代替イベントの開催等でございますけれども、イベントを開催するためには時間と予算が必要なこと、そして感染の第2波、第3波を含め、環境が流動的

で先が読めないことなどの観点から、代替イベントにつきましては、現在のところは考えていないところです。

なお、一昨日の新聞の報道では、国の第2次補正予算の地方交付金分で、イベントの再開支援などの項目もございましたが、まだまだ時間を要することと考えております。

しかしながら、イベント中止に伴い、交流人口は大幅に減少しており、町内経済的にも大きな打撃となっております。その経済の浮揚策といたしましては、先の議会臨時会でご承認をいただきました地域通貨さくらがございました。プレミアム率100%で、一人1回5,000円で1万円分のさくら商品券をご利用いただけますので、ぜひ多くの町民の皆様にご利用いただきたいと思います。

また、今回は多めにですねこの地域通貨さくらを作成をいたしております。これは、今後議会あるいは商工会とも相談させていただくことになるかと思いますが、もし地域通貨さくらが余った場合には、別の使い道も模索する必要があると考えております。併せて、交流人口を再び増加させるためには、コロナ対策の交付金等を活用いたしまして、PR活動も積極的に行ってまいります。

いずれにしても、低迷した経済を再浮揚させるために、町内での消費をあらゆる手段で喚起してまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） まだまだ不要不急の外出は控えるということで、どうしても来町者の数は減少しております。地域の経済は地域で回すという、今、町長のご説明もいろいろな手立てのこともありました。本当に期待をしております。今こそみんながやはり知恵を出し合って、有効な手立てと前向きな対策をどうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

新型コロナによって、新型コロナの感染拡大によって、子どもたちの教育環境は大きく変化しました。新学期早々、臨時休校が長期にわたってしまいまして、特に新1年生にとりましては、先生方や同級生との楽しいふれあいもできないままでした。6月1日から通常の学校生活が始まって、やっと教室に子どもたちの笑顔が戻ってまいりました。しかし、あらゆる面で感染予防のために守らなければならないことがたくさんありますし、これからの季節は熱中症の対策も併せてしていかなくてもなりません。教室の換気とか温度調節、それにも様々な工夫が求められます。それからマスクや消毒薬の確保もしなければなりませんし、最大の課題の授業日数の不足という課題もあります。本当に関係者の皆様、私たちにとってもそうですが、悩ましいほど課題が山積で、保護者の方ももう本当に心配をされておりますけ

れども、先生方もいろんな点に配慮しながら、毎日、日々ご苦勞をされていることとも思います。

そこで、授業が再開された小中学校における感染予防対策の具体的な方法と、それからその他の課題につきましても解決策として、主なもので結構でございますが、どのような取り組みがあるのかをお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 学校は、6月1日にスタート、再開をいたしました。その際、気をつけたものがいっぱいあるんですけども、主なものとして、国の衛生管理マニュアル、そして県の学校再開ガイドラインというものが国や県から示されましたので、それを十分守りながら再開したというところでございます。学校を再開するにあたりまして、大きく3点私たちは考えております。

まず、この対策、感染症対策を続けることは長期的に続くんだろうということです。

二つ目が、臨時休校などによりまして、子どもたちの授業ができなかったことで、学力を十分に保証をこれからしていく必要があるということが二つ目です。

三つ目は、誰もが心配する感染ですけども、感染症対策、感染リスクを可能な限り低減していくということが求められると思います。

その三つを十分意識しながら、学校を再開をいたしました。先週5つの学校を私も回りまして、子どもたちの授業の様子も見せていただきましたけれども、十分とられる対策はとりながら、学校では授業を再開していたところです。とても喜んで元気になっているような様子が窺えました。

それで、質問の中にありました感染症対策の具体的な方法でございますけども、大きく二つ考えております。

まず、家庭にお願いをしていることです。子どもたちは朝起きて、準備をして学校に登校しますけども、保護者の方にまずお願いをしているのは検温です。そして子どもが元気かどうか、健康観察。十分であれば学校に出ますけども、その際、マスクを着用しているかどうか、ハンカチやティッシュを持っているか、それから熱中症対策にもなりますけども、水筒を持参しているか。そういったことを確認していただいて、登校をするということにしております。万が一、発熱とか体調がちょっとよくないというときには、遠慮なく自宅待機、欠席することもやむを得ないということにしております。

それから、学校が終わって家に帰りましてからですけども、すぐに手洗い、うがい、それから夕食はバランスのとれた食事をお願いしています。そして十分な睡眠、それから土曜、日曜などは、人の集まる場所には極力控えるというようなこと

をお願いしておりますが、食事や睡眠によって少し落ちている体力とか抵抗力を元に戻すようなことを家庭をお願いしているところです。

それから、学校におきましてですけれども、まず学校に子どもたちは朝来ますけれども、スクールバスに乗ってくる子どももかなりの数おります。スクールバスの中は密の状態になり得ますので、座席を間隔を取って座る。それでもそういう対策が取れないというときには、増便をする、スクールバスを増便をしたりですね、1往復だったところを2往復して、乗る人数を分けると、分散するというようなことを取っているところです。

そして、登校しましたあとは、もちろんマスクは着用して一日過ごしますけれども、トイレに行ったあととか、普段休み時間でもこまめな手洗いとかですね、手指の消毒を子どもたちには教員のほうから指導をしているところです。それから咳エチケットみたいなものがありますけれども、そういったものも指導しております。

授業中ですけれども、レベルがありますけれども、県レベルは1メートルから2メートルの間隔を取ってほしいというようなことですので、教室にはかなりの子どもたちもおりますけれども、最低1メートルは取るということで席の確保をしております。子どもが少ない教室はですね、1メートル以上十分に取れる間隔はございます。それから、普段だとお互いに向き合って話をしたりとか会話をしたりとか、いろんなことを話をしたりするんですけども、それも控えるということで、もししゃべるときには少し間隔を取ってしゃべるということで指導をしているところです。それから、音楽の授業はどうしても歌がありますけれども、マスクを着けて歌えば飛沫が飛びませんので、マスクを着けて歌うと。それから、お互い向き合って歌うんじゃないくて一方を、片方を見てですね歌うというようなことをしております。それから、体育授業は非常に話題になりましたけれども、体育の授業のときにマスクを着けますと、熱がこもったり息苦しくなりますので、体育の授業はマスクを外して授業をしております。ランニングをしているような光景を見ましたけれども、集団ではなくて離れてランニングをしておりました。隣との間隔を約2メートルは取っていたところです。

それから、子どもたちが楽しみにしている給食ですけど、普段はお互いに向き合って、おしゃべりをしながら楽しみながら食べるんですけども、それも飛沫が飛びますので、黒板のほうを全員向いて、隣との間隔を取りながら静かに黙って給食をとるというような対策をしています。

当分は今みたいな対策を取って学校で過ごすということになると思います。

一方、教員のほうですけども、もちろん教員自身も検温、その他をやって学校に来ますけれども、学校の中でも教員自身も手洗い、うがい、それから手指の消毒あた

りも丁寧にやっております。それからマスクを着けておりますけども、マスクを着けて授業をすると、しゃべるとこもりますので、委員会からフェイスシールドを全教職員に配付をしております。それから、各学校に10台ずつほど、こちらでつくりましたつい立てというのをですね、透明の塩ビ板を張っているわけですけど、それを目の前にしてしゃべると飛沫が飛びませんので、そのつい立を利用したり、フェイスシールドをして、子どもに飛沫がかからないようにして授業をするということをやっているところです。なお、マスクも当然十分な飛沫が飛ばないようなことができますので、二つを利用すると、フェイスシールドとマスクを利用と、そういう教員もおります。子どもとの距離も十分取りながら授業をしております。

それから、大分暑くなってきました。学校を回ると、もう気温の上昇によって窓は全開にして授業をしておりますけども、それでも暑くなってきましたので空調を入れております。学校には遠慮なく空調を使ってくださいということをお願いをしています。ただ、空調を付けている場合には窓を閉めますけども、窓をずっと閉めておくことはですね、換気ができませんので、授業の途中で1回は全開にして、少し暖かい空気が入りますけども喚起をするということをやっているところです。それから、場合によっては空調は入れながら少し強めにして、窓も少し開けておくというようなこともですねこれからやっていこうというふうに考えております。

また、校内放送あたりで子どもたちに手洗い、うがいをですね呼びかけている学校もありました。そして、休み時間とか放課後には、教員が消毒液を持ってですね、雑巾でですね、子どもたちがよく触るドアノブであるとか、スイッチあたりをですね丁寧に拭き取るという光景も見たとところでございます。できる限りの学校の体制によって、少し違いますけども、感染症対策を行っております。

それから、質問の中にありましたこれからの課題ということですけども、大きく三つほどあるかなと思っております。一つは学力、2つ目が子ども体力、そして心の面ということです。

学力につきましては、3月の3日から臨時休校に入りまして、4月、5月、約3カ月間授業ができておりません。それで、前の学年に、令和元年度に終わるべきところが教科書が終わっていないというところがありましたけども、それは確認しましたところ全て終わっているということです。小学校6年と中学校3年は卒業しましたが、もう既に前の学年で終わっていたということを確認をしております。それから、4月、5月で本格的な授業はほとんどできてないわけですけども、これからどうしてもですね、今の教科書は今の年度のうちに終わりたいというのがありますので、授業日数が足りない分は、夏休みを短くする、冬休みを若干短くする、それから1学期、2学期に予定している大きな行事、運動会あたりは2学期以降に

移行して少し縮小する、それ以外の行事あたりも見直しをしたり、精選をしたりすることで授業時数を生み出す、そういったことをしながら、何とか回復していきたいというふうに考えております。

それから、学力のほうで心配しているのはですね、感染症対策をするなら十分な授業ができるかという心配は常にあるわけですが、先ほども少し話しましたように、音楽であるとか、家庭科であるとかですね、それから体育の授業であるとか、そういったことも十分対策を練りながら、例えば1学期にやる予定だったのを2学期以降に移すとか、そういった工夫をしながら取り組む予定です。

また、小学校の低学年はですね、3密とかいうのを理解がなかなか難しい子どももおりますので、学校の担任のほうで丁寧に一つひとつ説明をしながら、3密とはこういうことですよ、こういうことはしないようにしましょうというようなですね呼びかけを毎日のようにやっているところです。

それから、体力の面ですが、子どもたちの3カ月間ほとんどステイホームで運動をしてませんでしたので、かなり体力が落ちております。いっぺんに元の状態、元の運動をしますと非常に危険がありますので、ランニングしていたものは歩きから始めている学校もあります。そのようにして、少しずつ体力を回復させていこうということです。

それから、気になる部活もですね、先週から再開をしています。ただ、話を聞くと体力が落ちているので、少しずつ基本的な運動からやっているという話を聞いております。

あと、熱中症対策ですが、先ほど言いましたように、エアコンを十分活用するという、それから教室には扇風機がありますので、扇風機も併用する。そして、担任が子どもたちの様子を日頃からですねチェックをする。なんか気分が悪ければ遠慮なく先生たちに申し出ると、そういったことを学校の中で工夫してやっているところです。梅雨が始まりますし、気温ももっと高くなりますので、そこはなんとか乗り越えていきたいというふうに思っています。

あと、体力向上に一番大事なですね水泳の授業というのは、各学校に確認しましたところ、時期は6月中旬から少し、6月の下旬ぐらい開始ということで計画をしているようですが、3密になることを、例えば更衣室を使わないで教室で着替えると、そういう工夫をして全ての学校が水泳の授業は取り入れていきたいというふうに回答をしていました。

心配な課題の最後ですが、心の面ですが、子どもたちは3カ月ぐらいの間に、ステイホームの間に生活リズムがですね大分、これまでと違った状況になっております。週に1回ほど臨時登校日はありましたけど、それ以外はほとんど家庭で過ご

しておりますので、体力が落ちたりリズムが崩れたり、それから学校というハードルがですねちょっと高くなっている子どもの中にはおりますので、子どもの様子を伺ったり、保護者と相談をしたり、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーも場合によっては活用しながら、教育相談を実施して、子どもたちの心の面をですね、元気な姿に戻していきたいなというふうに思っています。

そして、もう一つ心配なのが、えっと中学校3年生あたりは大きな部活で中体連という目標があったんですけど、これがもう中止になっておりますので、最後は勝ち負け関係なく試合をやって終わるというけじめがついていたんですけども、それができておりません。ですから、達成感とか成就感がないままこのままいきますと、なんか目標を失った状態になりますので、そういったことが極力ですね避けるように、部活の面も今、最後の大会をするという努力をされておりますし、何とか学校の中で工夫して、達成感、成就感を子どもたちに持たせて卒業させたいというような目標を持って取り組んでおられます。

いろんな課題がありましたけども、新しい生活様式に慣れて、そして子どもたちが元気にですね、また再び同じような生活ができるように学校と協力してやっていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。子どもたちの学びと心身の成長がみんなの願いですので、これからも先生方のご指導と、子どもたち、また先生方も学校生活をゆとりを持って暮らせるように、行政の十分な見守りと支援をお願いいたします。

次に、高齢者のフレイルということについてお尋ねをいたします。

フレイルっていうのは、言い換えれば心や体の弱まり、虚弱という意味になりますが、今回の外出自粛などでやっぱり体力面、認知面で低下した方もおられるんじゃないかなというふうに心配をしております。

そこで、再開されました介護予防の取り組み、これからもフレイルの増加が懸念されますので、フレイル予防の面からも今後の介護予防の取り組みについてお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に伴い、通いの場をはじめ、介護事業を2月26日から5月31日まで中止といたしました。しかし、フレイルの予防と対策として、運動機能の低下を予防するため、通所関係のサービスを訪問によるサービ

スに切り替え、体操等の指導を行いました。サロン事業では、サロンのリーダーの方々に地域の状況等の把握をしていただくようお願いをいたしました。また、民生員、児童員の活動の中で、一人暮らしの方や配慮が必要な方々の現状の把握をお願いしております。なお、広報みさと4月号にフレイルについて掲載、また県から送付されたリーフレットを全戸に配付し、フレイルの予防と対策の周知を図りました。

しかし、今回の介護事業を利用している高齢者の方々が主な対象でしたので、今後は関係機関と連携を取り、情報の提供など、極力迅速に行いと思います。

なお、中止していました介護事業等については、感染予防対策を行いながら、通いの場を5月25日、サロン事業等については6月1日から再開しております。また、事業を再開することにより、今後の介護予防の取り組みとして、生活機能の低下や認知機能の低下等が見られる高齢者の方々を早期に把握し、生活機能の維持、向上に向けた取り組みにつなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 介護予防の通所事業ですとかサロン、百歳体操の継続の効果っていうものはとっても大きなものがあると思います。これからも高齢者の健康の向上、フレイルの予防につながるよう、介護予防の取り組みをしっかりとよろしくお願いいたします。

次の質問でございます。

先ほどもお尋ねしましたが、新しい生活様式を踏まえた避難行動の見直しが求められております。例えば、これから避難される場合には3密を避けるということで、ソーシャルディスタンスも必要ですし、いろんな介護に今まで必要なかった感染症予防のための備品が必要になってまいります。例えば、高さを確保する段ボールベッドとかマスク、消毒薬、体温計、それからできれば非接触型の体温計とか、その他の衛生用品、様々新しく必要になるものがたくさんあるんじゃないかと思っております。

そういったことについて、災害発生時の避難行動や避難場所、感染予防を考慮した対応策をどう検討されているのかについてお尋ねをしたいと思います。

また、併せてその備品の備蓄状況と美里町が示している感染症対応の避難マニュアルについても、住民に分かりやすいようにちょっと詳しい説明をお願いしたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

災害発生時の避難行動につきましては、昨年度から台風や豪雨等の発生予想及び

注意報や警報等の発令状況に応じて、警戒レベルを5段階とした行動指標を定めておるところです。当初、今年度はそのさらなる周知徹底と平常時からの備えについての理解を求めることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、その対策も加えた避難所開設及び行動マニュアルを策定し、その概要版を各世帯にお配りしたところです。

そこで、平常時にまず考えていただきたいのが、これも既に各世帯にお配りしております総合防災マップ、これを確認していただいて、自分の家は大丈夫なのか、そうでなければどこに避難するのか、どのようにして非難するのか、どのタイミングで避難するのか、何を持っていくのかなど、家族や親戚、地域等で話し合っておくことが大切です。マニュアルの避難場所選定フロー図を参照にいただければと思っております。

次に、災害が予想される警戒レベル1では、気象庁や町から出される気象情報に対して注意を行っていただきたいと思っております。注意報が出される警戒レベル2では、避難方法の確認とさらなる情報収集を行っていただきたいと思っております。警報や土砂災害、危険分布の警戒状況となる警戒レベル3では、状況に応じ4カ所、もしくは7カ所の避難所を開設し、避難準備及び高齢者等避難を呼びかけますので、あらかじめ決めておいた避難所への避難を行っていただきたいと思います。このとき、これまで開設しておりました役場の両庁舎は、密を避けるために今回避難所としておりませんのでご注意をいただきたいと思います。さらに、土砂災害警戒情報等が発令される警戒レベル4では、避難勧告もしくは避難指示を出すこととなり、8カ所の避難所を開設することとしております。避難の際は、町としてもできる限り感染予防に努めることとしますが、手指消毒液や体温計、衛生用品等不足するものもあり、十分な避難所の運営に支障を来すことも考えられます。各自で準備できるものは用意して避難していただきたいと思います。

現在の新型コロナウイルス対策としての備蓄の状況としまして、マスクにつきましては約2,500枚と3月定例会で報告しましたが、4月になり1万5,000枚を購入しております。4月末に医療機関等に1,800枚ほど配付しましたので、1万5,700枚ほどの備蓄となっております。また、鳥インフルエンザ用のマスクも別に5,800枚ほど備蓄いたしております。

手指消毒液につきましては、現在備蓄はなく、代用品のアルコール製剤にて対応している状況でございます。その他、ハンドソープ660個、清掃用の次亜塩素酸液16本、ペーパータオル360パック、ゴム手袋約4,000枚等を備蓄しておりますが、ほかにも備蓄や避難所運営用などに必要な用品がいまだに品薄な状況であり、入手できる状態になり次第、揃えていきたいと考えております。

さらに、避難所内でも人と人、あるいは世帯同士の一定の距離を取り、定期的な換気を行うなどの対応も取っていききたいと思いますし、そのためのパーティションや必要に応じ、簡易ベッド等も今後備蓄をしていきたいと考えております。

また、3密を避け、感染リスクを軽減するためには、地区公民館等への避難や、グラウンド等における車中避難も行わなければ、指定避難所だけでは対応できない場合もあります。皆様方のご理解とご協力をお願いしていきたいと思っていますところでは。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 現在のコロナ禍の最中であって、このやの自然災害などあってほしくないという思いですけれども、各地で地震なんかも起こっております。豪雨の心配もございます。万全の備えが必要であると思います。今はコロナ関係の業務で行政も人手不足もありまして大変と思いますが、今後はこういったモデル地区、避難訓練のモデル地区などの選定もしていただいて、そういった課題が見つかるような避難訓練の実施等も今後検討していただけたらと思っております。

では、最後の質問になります。

高齢者の方たちの移動手段につきましては、今までも課題になっておりましたし、町のほうでは美里バスの運行見直しもしていただいたりして対応しておられますが、今回の外出自粛とか3密を避ける暮らしで、特に山間部の高齢者の方たちの買い物事情というものはさらに困難になっているのではないかと考えております。元来ですね、移動手段を持たない方とか買い物に出られない足腰の悪い方たちのためには、移動販売車が村々を回っていたんですけれども、地域の方がとても助かっておられましたし、喜んでふれあいの場とかにもなっていたんですけれども、今は運行されておられません。これからの買い物弱者といわれる方たちの支援策として、移動販売車の運行の必要性というものについて、町は今どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

移動販売車の運行の必要性について、町はどのように考えておられるかというご質問についてでございますが、町としましても高齢の方々の買い物事情の困難さについては重要な課題と認識しております。現在、自宅にしながら買い物ができるように、JA、生協、グリーンコープなど、事前に注文を受けて宅配サービスを行っている事業者もおられます。買い物に出られない方々の中には、そのようなサービスを利用されている方もいらっしゃると思います。そのような民間事業者の業務

圧迫とならないよう配慮しながら、町としましては、地域でのふれあいにつながる
といいます訪問販売車の良さも踏まえた上で、その必要性和実現に向けて検討して
いく必要があると考えております。

一方、新しい生活様式の提案がなされ、外出自粛も緩和の流れが進む中、町とし
ましては、東部地区の方々の買い物支援を行うため、よんなっせで生鮮品等が販売
できるよう施設の充実を行うことを検討しており、併せて、地域の方々のふれ合い
につながればと考えております。

また、感染の第2波にも十分配慮し、感染症対策を行いながら、美里バスを使っ
てお買い物に行っていただけるよう、美里バスの利用促進にも努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、担当課長のほうから説明がありましたが、利便性から考え
ますと、移動販売車っていうものは過疎地であったり山間部には最適でございます。
現在、町におきましては、買い物難民を救済する、そういった目的も含めまして、
美里バスを各集落の奥まで運行をさせていただいております。しかしながら、東部
地域の方々のその、東部地域からですね、最寄りのスーパーまでは少し距離もあり
ます、遠いです。買い物に出かけるのも大変なことだろうというふうに推測をいた
します。そこであのう、今回、このコロナ対策のですね、地方創生交付金等に肉付
けをしながら、例えばそういう自粛の中でなかなか遠くまで行けないとか、そうい
ったことも含めまして、今説明がありました東部地区の拠点となるよんなっせで
ですね、日用品が購入できる環境ができないかと、整備できないかということを現在
模索をしているところでございます。そのような環境が整えば、3密を避けながら
ではありますが、美里バスでよんなっせに来ていただいて、そして買い物をして、
近所の方々とおしゃべりを楽しんで帰っていただくというような拠点整備ができ
ばというふうに考えているところでございます。

これがまずは第一段階といたしまして、例えばそれをやってみただけでも、やっぱ
りちょっともう無理だというような声がまた多くあればですね、おっしゃいました
ようにじゃあ次のステップ、次のステップというようなかたちで考える必要がある
のではないかと思いますので、地域地域、様々なご意見があると思います。しっか
りとそのご意見を伺わせていただきながら進めてまいりたいと、環境を整備してま
いりたいと考えてございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今、お答えいただきました移動販売車の運行につきましては、
早急な実現はいろいろ課題があるようでございますが、東部地区の拠点であります

よんなつせのそういった計画が、一日も早く実現できましたら、本当に地域の方たちの買い物の利便性だけではなくて、いろんな意味で複利的な効果っていうものも望めると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

住みやすいまちづくりの一環として、これからもいろいろそういった高齢者の方たちへの支援をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わりますが、新型コロナウイルスの終息というのは、まだワクチンですとか有効な治療薬の完成を待たなければなりませんので、長期にわたるかと思っております。お互いに感染しない、感染させないという、お互いを思いやるそういう認識を持って、新しい生活様式を実現していかなければならないと考えております。

これで、一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を１１時０５分とします。

—————○—————

休憩 午前１０時５３分

再開 午前１１時０５分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、４番、坂田竜義君の一般質問を行います。

坂田君。

○４番（坂田竜義君） ４番、坂田でございます。通告に従いまして、質問を行います。

一つは、新型コロナウイルス対策については、１番、高田議員の質問項目がかなりダブリましたので、そのあたりは、まあ多少は切り口が違いますのでお答えを聞いた上で重複を避けて質問をしたいと思っております。２点目は豪雨災害対策、３点目は介護保険２０年の課題について、４点目が空き家対策ということでお尋ねをしたいと思っております。

まずこの１点目の関係は、先ほど１番、高田美千子議員がいろいろ質問しておられますので、ダブる部分については省略しながらお尋ねするところでございます。で、まあ世界の感染者が７００万人と、約ですね、死者が４０万人と言われておりますし、日本におきましては１万７、０００人の感染者で９００人を超える死者が出ていると、こういう状況でございます。

１点目、国・県の各種支援金の申請、給付状況、これは先ほどずっとあのう説明がございましたので省略をいたします。で、あのうまあ林務観光課所管の持続化補

助金、あるいは持続化の給付金、熊本県の事業継続支援金、町単独の中小企業者事業継続支援金等について、総務課長から概略説明がございました。基本的に今後もまああのう申請はされるものというふうに思いますけど、できるだけ迅速にですね対応ができて、申請手続きもスムーズに受付をされまして、スムーズにこの給付が行われますようにですね、要望しておきたいと思います。

2点目のこの小中学校における授業時間不足の対応についても、教育長のほうから詳しくですね、説明がございました。私があのう聞きたいというところについてもあのうお答えがございました。授業時間の不足について、夏休み、冬休みを短縮をして対応するという事を中心にお答えがございました。ただ1点、この3月が小学校6年生、あるいは中学3年生の児童・生徒の授業不足分についての対応については済んだのか、どうされるのか、その点がちょっと私が聞き損ねたかもしれませんので、その辺りをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 先ほど少し前の質問でも触れましたけども、未習部分がどうなっているのかという質問ですけども、小学校6年と中学校3年生はもう卒業してしまいますので、同じ学校では習っていないと非常に困る問題になりますので、学校のほうに問い合わせをしました。そうしたところ、3月3日までにもう既に授業の内容は終わっていたというようなことで安心をしたところです。それ以外の学年は、まだ未習部分が残っていましたが、次の学年で同じ学校に所属しますので、そこで次の担任が行うということで、もう既に4月、5月で未習部分は解消をしておるところです。なお、先ほどもちょっと説明しましたが、夏休み、冬休みの短縮、それからあと行事の精選、そして教員の研修とか出張を見直すことで、授業時数は何とか今年度内に、4月、5月分で授業できなかったところは解消をしていきたいというふうに考えております。

また、2学期や3学期で検証しながら、進み具合をですね検証しながら、何とか本年度内に教科書が終わるように努力をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。

3点目、このマスク、消毒液等の備蓄についてということで、これも先ほど総務課長のほうからあのう説明がございました。ただ、あのう前の、この前の議会でしたかね、マスクが2,900あったということでしたけど、今ちょっと医療機関等に配って、700とあと1万5,000追加されているという説明でございました。ただ、あのうどっか和水町かあっちのほうだったですかね、あのうマスクがもう徹

底的にどこに行ってもないというときに、2箱ずつですね、ぱっとなんか調達して配られましたよね。ですから、あのう基本的に4,200世帯ありますね。そこにまあ100枚ずつ配ってもですね、42万枚いるわけですね。ですから、少なくともやっぱり1万5,000ぐらいじゃなくて、やっぱりもう少しあのう、やっぱり世帯数×100枚ぐらいはある程度緊急時にですね、出せるようなそのくらいの備蓄は私は必要じゃないかと思います。それと、消毒液等についてもですね、先日、前の議会の説明ではもう賞味期限が切れとったと、賞味期限っていうか有効期限が切れとったというようなことでございましたので、その期限切れのをいくら持つっててもですね配付のしようがないですね。ですからそのあたりは定期的にチェック、点検をして、期限切れ前に少し奉仕するとかですね、もうどこかに必要なところにただで配るとか、いろいろ方法があると思いますので、そのあたり、マスク、消毒液、そういったもの、それから、まああのうそこまで必要かどうかわかりませんが、防護服とかですね、先ほど出ましたフェイスシールドとか、そういったところ、ある程度、防護服あたりも、鳥インフルのときの想定しての備蓄も先ほどありました。そういったことも含めて、その防護服とかもですね一定程度の備蓄は必要というふうに思いますので、そのあたりの、先ほどの説明のような数だけではとても対応ができないし、今あのうマスクが非常に高かったですよね。50枚で3,500円とか道で売ってあったりしましたけども、今はずっと安くなってですね、かなりあのう安く買えるようにはなっています、ただ底値にはなっていません。ですから、もう少し状況を見てもらって、万単位で買えばですね、ずっと1枚当たりの単価は下がってきますので、そのあたりは状況を見ながら対応をぜひあのうできないかということでお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ご指摘の今後余裕を持った備蓄はできないかというお話でございます。前回、1万5,000枚購入したときもですね、非常に苦勞をしてどこを探してもなかった状況でありましたので、非常に苦勞したところです。ただ、今、少しずつマスクも出回ってまいりましたし、値段も下がっておりますので、ご指摘のようにしっかりと余裕を持った備蓄をしていきたいと思います。今やっぱり、今度はアルコールが全く手に入らないというような状況であります。いろんなアンテナを立てながらですね、しっかりと防護服等におきまして、やっぱりこのコロナのこのことが起点になって、やはりそういう備蓄が必要だっていうことがさらにその必要性がわかってきたと思いますので、そういったところも含めて、備蓄をしっかりできるように努めていきたいと考えます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、よろしくお願いいたします。

次に、あのうまあいわゆる秋冬には第2波が訪れると、しきりにあのういろんなあのうテレビの番組等でも言われております。で、熱中症の話がございました。熱中症はもうこの物すごい猛烈な暑さが出てきますので、当然熱中症の心配もございます。熱中症とコロナとですね、コロナの検査をしなければ、PCRの検査をしない人が熱中症で運ばれたところがコロナだったとか、いろいろそのう想定がされますですね。ですから、熱中症とコロナの関係、それから予想される第2波、秋冬の第2波へ向けての対応ですね。そして、あのうこの冬はあのういわゆるインフルエンザもまた流行すると言われていましてね。ですから、インフルエンザなのかコロナなのかですね、区分がつかないと、こういったことも当然予想されますので、このあたりの、まあ、町にお尋ねするのもしここまで返事が来るかわかりませんが、ただ、町は町としての対応が必要ですので、この予想される秋冬の第2波への備え、対応についてお考えがあればお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数の状況につきましては、再度感染者数が増加傾向に向かって、いわゆる第2波を迎える可能性は否定をできないところでございます。町においての第2波への備えとしましては、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着が図られるような啓発をすることが重要だと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、国・県からの指示も当然出てこようと思いますので、十分対応をしていただくようお願いしておきたいと思います。

次に、コロナ関係の5点目ですが、台風・豪雨に伴う避難所の対応はどうかということでお尋ねなんです、先ほどもございました、町では一応このマニュアルができております。感染症対応避難所開設及び行動マニュアルと。非常にあのう読みましたけども、ぱっとわかりにくいとかですね、町民の皆さんがこれを見て、本当にぱっとこの理解できるかなとちょっと心配をいたしました。ですから、もうこれは繰り返し、あのうわかりやすい言葉であのう説明する以外にはないかもしれませんけど、そのあたりの努力はぜひですね、していただきたいと思います。と言いますのも、普通の豪雨災害の避難所対応じゃございません。コロナが今流行っているときの避難所の運営ということで、非常にあのう難しいですね対応が迫られるとこのように思います。あのう、一応この平成、これは何年ですか、26年、

26年にあの前新型インフルエンザ等の対策行動計画というのができてますね。これのあの特別措置法を基本にして、新しく新型コロナの特措法ができました。それで、それに伴って、この町で以前つくられたその行動計画の、新型コロナ対策版というか、そういったものはあるんですか、お尋ねします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今回の新型コロナ対策に応じまして、以前の対策をさらに今回の新型コロナに置き換えたものを一応つくって、それに基づいて町の対策本部につきましては行動していくようにしているところでございます。その中で職員の勤務体制等につきましても、本来であれば交代制を取ったりとかそういうのも考えていきますけど、今の町の体制では難しい部分がありまして、分散勤務等を行うなどの対策を取っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、これは県のホームページに出ておりますけれども、この避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針というのが、新しい指針がこの5月26日、28日か、28日の県のホームページの更新がされておりますが、この以前つくったこのマニュアルですね、これは新しくこの県が示した指針、これを受けてまた新しく作り直すんですか、そのままするんですか、お尋ねします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） この今年度になりまして、この行動マニュアルをつくっております。あまりにもいくつもつくってもですね、なかなか定着が図られないということで、今回の概要版を基に、先ほどご指摘もありましたが、ちょっと字が小さくて見づらい点等ありますが、先ほども高田議員のご質問にお答えしましたとおり、町民の方々がまず何をしていくのか、それと昨年度から行っております5段階の警戒レベルに応じたどのような行動をするのか、このあたりをしっかりと考えていただいて、まずは自分の身の安全、これを図るためにはどういうことをするのかというのをですね、本人、そしてご家族を含めて、あるいは地域の方々を含めて考えていただきたいと思いますし、当面はこの行動マニュアルの概要版、ホームページにはこの正式なものも載せておりますけど、これに従って適切な避難が、避難行動を取っていただくことを美里町では定着をしていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、これは5月27日の熊日に大きくあのう出ました、出

ましたけれども、益城町がですね、この前の豪雨災害のときに、益城町の総合体育館が避難所になりまして、500名を超える人たちがあそこに避難されたわけですね。この前、再度、コロナ禍における避難所にあり方の検討がされたということで、お聞きしましたけれども、実際は、以前500人入れても、今度はそのいわゆる3密対策とかいろいろ考えればですね、4分の1ぐらいしか入られんと。非常に間隔を広く取ってですね、ですから非常にもうこの避難所といっても、そのもう場所がないですよ、うちの町は。先ほど今自分で考えなさい、一番多く出てくるのは車中泊とか出てくると思うですね。そういったやっぱり町民が避難場所が大きなのところがない、自分で考えなさい、車中泊にしようというときとかいろんなケースを考えた上でのこの町民に対する、何て言いますか、そのう宣伝というかですね、そのあたりやっぱり非常に大事と思うんですよ。ですから、そういうただ単に防災無線等で流すだけじゃなくてですね、そのあたりはやっぱりかなりち密にやる、あるいは、そのう場合によっては訓練ですね、住民とか職員、甲佐町の訓練に前、私は行ったことがあるんですよ、職員を全部対象にした。それはあのう防災士協会のあれがあったときに行ったんですが、そういう職員、職員を対象としたですね、訓練あたりもですね、やっぱり考えられたらいいんじゃないかと私は思います。ですから、そのう3密対策とかコロナ禍における避難所のあり方については、もっともっとやっぱり研究をしてですね、即時この対応ができるような対応をですね、ぜひお願いをしておきたいとこのように思います。

それでは、次、新しい生活様式の関係は先ほどもういろいろやり取りがございましたので、この辺りは省略いたしますけれども、いずれにしましても、秋冬の第2波、感染者はまあ本町にはおられませんけど、熊本県下で48人か9人ですか、死者は数人というところでうちの町には感染者は今のところおられませんけど、やっぱり誰かが運んでくるかもしれないしですね、やっぱり万全の予防対策をぜひ講じていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、第2点ですけれども、まずこの豪雨災害対策ということでですねお尋ねをいたします。

先ほど言いましたように、ただ単に、今度は梅雨に入りまして梅雨の大雨、それから台風が来てですね、台風による豪雨災害、十分この以前にも増してひどい甚大な被害等もやっぱり予想されます。そういったところで、まずこの台風の来襲による堤防の決壊や土砂崩れ、そういった最悪の事態にどう備えていくのか。それから地震と異なって、前もって準備できるだけに、何日前から行政が態勢を組んで住民に避難を求めるか、時系列で示す、あるいはいわゆるタイムラインと、事前防災行動計画ということをつくる自治体が非常に増えてきていると、このように報道があ

っております。各部局の誰がいつどう行動するかをですね整理することで、迅速な対応につながるということでございまして、非常にこの事前防災行動計画というのは非常に重要性があるというふうに思います。ですからある程度このあたりのタイムラインについてのですね基本的な町の考えがあればですね、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動等その実施主体を時系列で整理した計画であり、防災行動を迅速かつ効率的、効果的に行おうとするものと捉えております。

タイムラインの構築にあたっては、対象災害の設定とともに、主たる災害の発生時点を定め、その時刻を遡って個々の防災行動に必要な時間と開始のタイミング並びにその事態の進行状況を整理する必要があります。具体的に台風接近の例で申し上げますと、第1段階の5日から3日前までに台風情報を流します。第2段階の1日前までに接近に伴う注意のお知らせ、避難所開設の準備、避難の準備等を行います。第3段階の12時間前までに避難所の開設、早期避難の呼びかけ、避難開始等を行い、第4段階の3時間前までに避難勧告や避難指示の発令、避難の誘導、予定場所への避難、第5段階の接近時には避難及び全ての対応を完了しているというものだと思っております。

国土交通省では、国管理河川を対象に河川の氾濫による浸水を想定したタイムラインを作成しており、本町におきましても緑川沿岸の計画が策定されております。

また、佐俣地区では自主防災組織において、台風を想定したタイムラインを策定しておられます。タイムラインは台風のような進行型災害を基本としていますが、突発的災害を対象としたものもありますので、町での基本的なタイムラインを策定し、各地区の実情に応じた計画へ活用していくやり方も検討していく必要があると思っております。また、その際は先ほどの新型コロナウイルス対策も考慮していくことが必要かと思っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） タイムラインの作成は、災害や規模、対応する組織等によってそれぞれ違うやっぱり視点というもので作成する必要があると考えております。また、このタイムラインは行政だけでなく、住民の皆様にも十分にご理解をいただき、行動に移してもらう必要がございます。そのような意味では、先日町が配付しております総合防災マップ、あるいは美里町感染症対応の避難所開設及び行動マニュアル等もししっかりと読み込んでいただきたいというふうに考えます。さらには、個々

の世帯や小さな集落単位でもタイムラインの作成、ここまでいけば完璧でありますけれども、そこまでいなくても意識をしていただけるだけで災害時における避難行動等に差が出てくるのではないかと考えておりますので、今後は小さな単位で事前防災行動計画を意識していただけるような周知というものも並行して図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） はい、あのう、まあこのいわゆるタイムラインっていうのは、町ではまだできていないですね。ですからあのう、ここで例として示してございますけれども、まあある町でのタイムラインの策定の作業の工程について説明がしてありました。まず、国や県の出先機関、区長会、校長会、医師会など災害対応の関係組織が参加して、台風の来襲までの活動を５日前から５段階に分けて定めたと、ある町です。そういうことでずっとあのう計画が、関係者全部集まってですね策定したとこういうふうに書いてございます。それとか役場の動きに対応して、自治会、自主防災組織、消防団、民生員、住民が何をするかを示すタイムラインが作成されておってですね、これ地区ごとに作成されていると。１４の自治体の自治会のうち、５つがもう策定してあるということで、避難所は基本的に自治会などが開設をして、台風が来る３日から１日前に住民は自主避難を準備、１日から１２時間前には高齢者らが家族の迎えを受け、地区外から福祉避難所へ避難し、１２時間から３時間前には地区内の避難が完了、さらに雨量や河川の状況を自分たちで確認して、避難ができるようにすると。こういうことを事細かに、あのう地区ごとに策定してあると、進んだところはですね。そこまでうちの町で一挙にできないとは思いますが、一応のそういう目標を掲げてですね、今町長からありましたように、ぜひタイムラインの策定についてはですね、努力をしていただきたいとこのように思います。

それから、２点目は災害時の危機管理のあり方ということでお尋ねをいたしますけれども、身近な例ではですね、隣の山都町にはですね、危機管理担当の、これは自衛隊の佐官クラスのＯＢの方を入れてですね、危機管理の専門職として雇用されておるわけですね。そういうことで、そこまではできるかどうかわかりませんが、非常に自衛官の方のその防災に対する、そのうプロフェッショナルですから、ものすごい専門的な知識を持っておられますのでですね、そういうことを常時に雇い入れる必要も、まあできない場合はですね、臨時的にやっぱりそういう職員向けの講習会とか自主防災組織、区長会等に講師を来てもらってですね、やっぱり勉強会にそういう自衛隊のＯＢをやっぱりお願いするということで、非常に有効であるということでここに出ております。熊本県にも自衛隊のＯＢの佐官クラスの方が危

機管理監でおられまして、その方の話を聞いたことがございますが、非常にやっぱり住民に、我々が聞いてもわかりやすいお話をされますですね。ですから、そういうことでやっぱり非常に専門的な豊富な知識をやっぱりそういう災害等にですね、活かすことができないのかということで、その点についてはどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃられますように、ほかの自治体では自衛隊のOBの方など危機管理官として配置をし、地域における防災意識の向上や防災体制の確立等を図っておられるところもございます。おっしゃいますように、実際現場を経験をし、そしてその体験を指導していくというようなことは非常に有意義な取り組みであろうというふうに考えます。そのような意味におきましては、現在、職員としてずっと雇うと、雇用するということは今現時点では難しいかとは思っておりますけれども、いろんな機会機会を通じまして、嘱託会であったり自主防災組織であったり、そういう研修等の講師として、ぜひ今後は活用する方向で考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、よろしくお願いをいたします。

続いて、あのう非常電源の備えについてお尋ねをいたします。確か、今年度の当初補正だったかな、この庁舎にも、砥用の庁舎にも非常電源設備がですね設置されております。ただ、あのういろいろ自治体の状況をちょっと調べてみましたら、72時間稼働ができる場所はですね4割しかない、こういうあのう資料が出ております。ですから、うちの町にあのう設置されました非常電源設備については、どれぐらいの能力があるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

中央庁舎の非常用電源設備は、昨年度整備が完了し、本年度から稼働可能となっております。災害等における停電時において、必要な電力量を確保する設計となっております。定格出力は164キロワットで燃料タンクの容量が1,950リットル、フル稼働の場合は約36時間の発電が可能です。しかし、中央庁舎の本年度の契約電力が92.6キロワットで、昨年の5月から10月までの30分平均の最大使用電力の月平均が80.9キロワット、非常用電源設備の定格出力に対して約50%の出力となることや、停電時に使用可能な部分が通常時の3分の2程度になることを考慮すれば、72時間の連続運転は可能と考えられます。さらに、途中での給油もできますので、出力をさらに上げた場合でも、72時間以上の電力供給が可

能ということになると考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） えっと、中央庁舎にある非常電源設備はわかりました。砥用庁舎の設備はどうですか。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 砥用庁舎につきましては、中央庁舎にありますものよりかなり出力が少のうございます。定格出力が２２キロワットほどと聞いております。両庁舎の充電電力につきましては、どちらも２４０キロワットほどでございますので、それから考えますと約１０分の１程度しか使うことができません。ただ、砥用庁舎におきましても、平均、契約電力につきましては約９２キロワット程度でございますので、それから考えますと４分の１程度の電力を賄える出力は、能力は持っているものとみております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） 予算の関係もありますので、一応あのう砥用庁舎の分につきましてもですね、ぜひこの７２時間可能なようなかたちにぜひ持っていただきたいと思います。と思っています。

最後に、あのう豪雨災害の最後の関係で、ＩＣＴの活用ということでお尋ねをいたします。

先日、崇城大学ですか、崇城大学のいわゆるＩＯＴ、ＡＩセンターというのがありますが、そこで避難経路をわかりやすく伝えたり、救援物資を円滑に行き渡らせたりするなどの学習成果を披露したと、こういう記事がございました。一般社団のＳＣＤラボというところ、いろいろそういう団体が設立されておまして、総務省の事業を受託をして、いろんな防災プログラミングとかクラウド活用防災とか、いろんな学習システムができております。そういう、県もあのうホームページで地震等のいわゆるマニュアル、対応マニュアルのような公表をしておりますけれども、今後はますますこのＩＣＴを活用したですね、そういう対応が非常に必要になってくるというふうに思います。この点について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

現在、町におきましては防災におけるＩＣＴの活用としまして、携帯電話への緊急速報、エリアメールや、町公式ラインより町からのお知らせや防災情報等を伝達しております。避難や避難時におけるＩＣＴの活用につきましては、タブレットや電子黒板等を活用して、本部と各避難所間との情報伝達や避難者への案内をわかり

やすくできるなど、避難所の運営にも有効な面があると考えております。今後、防災行政無線の更新についての検討も行っていますが、併せて、ＩＣＴの活用についても検討を深めていく必要があると思っていますところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） はい、ぜひ今もう今後のＩＣＴ抜きではですねできませんので、ぜひ活用を進めていただきたいと思います。

大きな３点目の質問に移ります。

介護保険２０年の課題についてということですが、もう介護保険、いわゆる介護の社会化といわれて発足をいたしました介護保険が、丸２０年経つという状況でございます。昨日いただきました新たなこの町の人口ビジョンとか見てみますと、２０６０年、４０年後にはですね、もう５，０００人弱の人口になると、いわゆる努力人口、極力その減るのを抑える努力は当然していくということで方針が出ておりますけども、やっぱり４，０００人台になると、こういうことでございまして、またあのう近年では高齢化率の４４％とかなっているかと思いますが、ますますこの高齢化になって、人口が減っていくと、こういう状況でございます。それであのう問題は２０年、課題はですねあとで申し上げますけども、まあ４０歳から保険料を払ってですねいくわけですが、そういうまあ基本的にこの介護保険料が段々高くなりやせんかというような不安をみんなお持ちでございます。そういうことで、今時点における町のこの制度発足から２０年という節目における町のこの介護保険の課題ですね、これをどう捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

現在の課題として、介護保険の財源、介護職の人材不足などがあると思います。介護保険の財源は５０％が公費、残り５０％を４０歳以上の方が負担する保険料で構成されています。美里町が合併した翌年度、平成１７年度の介護保険特別会計の決算書によると、歳出総額が１３億８，５００万円、平成３０年度決算書では、歳出総額が１９億１００万円、およそ１．３８倍の伸びとなっております。また、第１号被保険者、６５歳以上の方の保険料の歳入額について、平成１７年度は２億１，６００万円、平成３０年度は３億９００万円、およそ１．４３倍の伸びとなっております。なお、高齢化率について、平成１７年度末は３４．２％、平成３０年度末には４３．１％まで伸びています。平成１２年度の介護保険発足時と比較すると、需用費及び高齢化率はこれ以上の伸びだと考えられます。今後も高齢者人口は増加し、介護保険事業費は伸びていくと考えられますので、国による財源の見直しは今

後の課題の一つだと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 少し付け足させていただきます。

現在、美里町における介護サービスの利用者は、急激な高齢化の進展に伴いまして右肩上がりが増加しております。また、国は様々なニーズに併せて、新しいサービスを創設されます。町は利用者の声に応えるため、その新しいサービスを取り入れます。すると給付金も上がり、被保険者負担や町の公費負担も上がるわけでございます。現行の介護保険財源では、さらに被保険者負担、町の公費負担は間違いなく増加してまいります。全国町村会でも介護保険の保険者機能強化のためのインセンティブの財源は、調整交付金等の現行の介護保険財源、公費 50%、保険料 50%を活用せずに、その外枠で確保することということを決議し、現在国に要望しているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） あのう今、言われますように公費が50%、残りが保険者の負担ということですが、将来的に今40歳からのあれですけども、徴収ですけども、将来的にはこの、今でも議論としては20歳から取るべきだとかいろいろ議論はあるわけです。あと、あのう大体消費税がですね8%から10%に今なっておりますが、もともとこの本来ならば、年金とか福祉に使いますよということで消費税が発足しながらですね、一般財源ということで、福祉年金以外にもかなりの支出がされているところに私問題があると思いますけれども、もっともっと、消費税をもっともっとこのこっちのほうにですね、年金福祉のほうにやっぱりできるだけ振り向けられるように、やっぱり町村会を通じてですね、そのあたりの働きかけはぜひお願いをしておきたいと思います。

2点目、将来にわたり介護費用が増大して、その負担が非常にこう問題に、先ほども説明がございましたけれども、当然、このその大きな負担に対して、どう対応していくのかですね、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 介護保健事業の内容、事業費の負担割合等につきましては、国の施策によって変わってまいりますので、町としてはまずご高齢の皆様が介護状態となることを予防することが大事だと考えてございます。また、要介護状態の軽減や身体的機能の低下を防止することにより、介護を必要とされる時期を遅らせることができれば、介護費用の負担を抑制できると考えております。

そのため、現在行っております通いの場やサロン事業に引き続き取り組み、その

他の介護事業もさらに充実をさせ、健康寿命率が長い、高い美里町を目指したいと考えております。とはいえ、とは申しまして、被保険者や町の負担は限界までできておりますので、制度が持続的に運営されるよう別枠での財源確保を国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） そういう取り組みを、ぜひお願いしておきたいと思います。

続きまして、深刻な人手不足ということで、今非常にあのう介護に携わる人たちがですね、非常にまあ少ないと、募集してもなかなか集まらないとそういう状況になっていると聞いております。それは一つはですね、私が何度か申し上げておりますが、この働く労働条件が非常に悪いと、非常に過酷なですね労働の割にはですね、報酬、賃金が低いから一つは人が集まらないと。そういうことのために、やむなく外国人の労働者を入れるとかですね、いろんなことが今出てきているわけでございます。そういう一定のこの国の施策によりましてですね、保育所の保母さんもそうですが、いろんな人件費対策でですね上げられて、予算が計上されて交付金も増えているように見えますけれども、その割にはなかなかこの働く人たちの労働条件はよくなってないんじゃないかと率直に思うわけです。一部ではその人件費を施設の運営に使ったりする、町内にはおられないと思いますけれども、そういったところもあるわけございまして、そういう深刻な人手不足への対応、今の町の状況はもうまあ不足をしているのかいないのか、そのあたりも含めて、深刻な人手不足への対応はどうしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 介護職の人材不足の対応についてでございますが、現在、国におきまして介護職員の処遇改善、多様な人材の確保、育成、離職防止、定着促進、生産性の向上、介護職の魅力向上、さらには外国人材の受け入れ環境整備など、総合的な介護人材確保対策が実施されておりますが、地方での人材不足はまさに逼迫した状況でございます。これは美里町におきましてもまさに同じ状況であると言えます。そのため、元気なシニアの方々に介護の現場で再度働いていただくことも選択肢の一つでございますし、国が主導し介護ロボットなどの新しい技術を介護現場に導入する必要性、こういったものも感じているところでございます。引き続き、国に対しまして介護環境の改善と人材確保について、強く要望してまいりたいと考えております。なお、美里町の介護事業所におきましても、現在、介護職員の高齢化が進んできている状況にございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 簡単な問題ではないのでですね、引き続いてそういう努力をし

ていただきたいと。働く人たちの労働条件もできるだけよくして、人が集まるようにですね、やっていただきたいと思います。

あと、4点目は介護離職ですね。要するにもう両親、親の介護のために職をですね、要するに辞めなければならないとか、そういうことも非常にあのう多くなってきました。そういう介護離職がですね、本町にどれだけあるかわかりませんが、介護離職をどう回避していくのかの点について、お考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 介護離職者をどう回避するかということでございます。私も社会福祉協議会の理事長を務めておりますので、その辺も含めてお答えをさせていただきたいと思いますが、近年、親の介護のために仕事を辞める、離職する、介護離職というものが問題になってきております。介護離職の回避につきましては、国においても介護休業制度や介護休暇制度など、介護離職者ゼロを目指した取り組みが行われております。一人で介護について悩むのではなくて、町、あるいは社会福祉協議会に相談をしていただいて、国の支援制度や介護保険のサービスなどを利用しながら、仕事と介護の両立を美里町としてはお手伝いをしていきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、よろしく取り組み方、お願いしておきたいと思います。

最後に、空き家対策についてお尋ねをいたします。

昨年でしたか、町は一般社団の全国古民家再生協会と提携されまして、空き家対策についていろいろ手を打ってこうと、こういうことになっております。このいろいろ空き家の調査につきましてもですね、いろいろ計画がございました。区長会に依頼して、区長に調査してもらったり、あるいはあのう何百万か予算を組んで、ゼンリンに委託をしたりですね、そういったかたちで一応空き家の状況把握はまあ当然されておるところだろうというふうに思います。さらにこの空き家をですね、どのようにあのうやっぱり活用していくのかという点につきましては、いろいろやっぱりあのう問題がございます。田舎の空き家の立派な家だけれども、やっぱりそこに仏壇があってですね、親兄弟がやっぱり盆正月に集まって、年に何回か集まるだけなんだけど貸せないって、仏壇があるから貸せない。そういったこととかも聞きます。今後非常にこの環境もいいところでございますし、その空き家の対策に力を入れればですね、人口もそういった面で人口対策上も非常に有効になってくると、こういうふうに思うところがございます。

そういう点で、この古民家再生協会との協定がですね、どのように今、活かして

いくのか、今の現状と今後の取り組み、こういった点がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

古民家再生協会とは、日本の住居文化である古民家を、未来の子どもたちへ継承し、持続可能な循環型建築社会の構築に向けた取り組みを行う全国に支部を持つ一般社団法人でございます。町と古民家再生協会が相互に協力、連携し、空き家の適正な管理、空き家の発生抑制、空き家の活用等を通じ、地域の生活環境保全や地域社会の発展に寄与することを目的として、令和元年10月17日に協定を締結いたしました。

本町におきましては、約300件もの空き家が存在することが確認されており、今後も空き家の数は更に増加することが懸念され、早急な対策が必要な状況です。そこで、町としましては、現在実施しております空き家バンク制度だけではなく、空き家の再生や活用等について、地域住民の皆様方からご意見をいただきながら、地域の活性につなげていくことを考えております。この空き家を活用した地域活性化に向けた取り組みは、企業版ふるさと納税により、本町の空き家対策に賛同する企業からの寄附金を財源として実施することを予定しております。この取り組みを進めていく中で、古民家再生協会との協定を活かし、古民家再生協会が持つノウハウ、経験、技術を伝えていただきながら、空き家再生に取り組む人材の育成にもつなげていくこととしております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） なぜこういう質問をしたのかということですが、先日あの町の社協のですね事業計画っていうのを見ましたときに、いわゆるシルバー人材センターの活動方針の中にですね、この古民家再生協会との事業の関連で記述がございました。中身はどういうことかと言うと、この空き家対策についてですね、いわゆるアドバイザー制度というのをシルバー人材の事業としてやろうとしていることだろうと思いますが、アドバイザー制度というのをつくって、アドバイザーというのは町の大工さんとか左官の方とかですね、いろんなそういう住宅の関連の仕事をしている方にアドバイザーになってもらって、そしてまあリフォームとかそういうことをして、新しく活用してもらおうということで、社協の事業計画に載っていたもんですからお尋ねしたんですけれども、このあたりの、町としてはアドバイザー制度とかですね、そこまではまだ考え、方針というのはできてないということですかね。お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

アドバイザー協議会の設立というのを検討、今昨年度からしておりますけれども、まだこれから検討をしていくということで、そのアドバイザーを、アドバイザー協議会をつくったあとにですね、シルバー人材センターの活用等もですね含めて、今後検討していくというところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 2、3日前の熊日でしたか、某住宅会社の広告が大きく載ったですね、築150年というどこかはわかりませんが、非常にそういう立派な家もですね、あちこちにまだ残っているですね。町内にも、堅志田の町も砥用の原町あの界限にも、昔の商家の大きな商家が残ってますよね。ですから、それはぜひ今後の、農家にももちろん大きな農家があります。そういったものを活用して、ぜひ空き家対策が前に進みますようにお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

—————○—————

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、11番、濱田憲治君の一般質問を行います。

濱田君。

○11番（濱田憲治君） 11番、濱田でございます。通告に従いまして、質問をいたします。通告では、4項目を示しておりましたが、本日の1番議員と4番議員さんから同様な質問がされましたので、この質問については削除したいと思っております。新しくなった避難計画、各家庭で話し合うことが重要であり、豪雨が迫ったならどのようなかたちで避難をされるのか、日頃より行動計画を決めておくことが大事でありますという話でしたので、町民におかれましては豪雨の目安等が出されたときには、十分な備えをしていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。今回は地域振興・農業振興について、次に固定資産

税の償却資産について、最後に町長選挙についてお尋ねをいたします。

新型コロナ感染症対策で、美里町でも飲食店をする多くの店舗で営業を自粛をされ、売上が減少された店舗におかれましては心からお見舞いを申し上げます。また、児童・生徒も学校が休みとなり、学習や部活動の大会も中止となり、やりきれない思いをされていることだと思います。新型コロナ感染症に対するワクチン開発など、早期に終息を願うばかりでございます。

それでは、まず始めに地域振興と農業振興についてお尋ねをいたします。

日本の人口が減少する中、美里町でも少子高齢化が進み、令和2年6月9日現在の美里町での同級生となる在住人数では、平成31年4月2日生まれから令和2年4月1日までの間に33人ということで、美里町が誕生した平成16年4月2日生まれから平成17年4月1日、合併当時には71名が在籍をされているということです。こうすることで、十数年が経って半分以下となるような結果となっております。これは様々な要因が考えられますが、その中で我が家の土地、農地に息子たちの家が建てられないので、仕方なく町外で建設をすることになったと言われる方もおられると聞いています。住宅を建設したいが、その土地は農業振興地域であり、農振の転用ができず、肩を落とされる方もおられると聞いております。子どもたちの将来のために農振を除外し、結婚するときにはその土地に家を建てて、近い距離で生活をしてもらえれば、二世帯住宅ではないですが、子育てや両親に万が一の事態が生じたときなど、お互いに支え合うことができるのではないのでしょうか。農業も大事であり、子どもたちが生まれる環境をつくることも大事であります。

農振地域で農振除外をする場合、制度的にどのような流れで進められるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

農業振興地域制度につきましては、農業振興地域の整備に関する法律の下、国、都道府県、市町村が一体となって、優良農地を確保するとともに、農業に関する公共投資等の農業施策を計画的に実施をするために、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針を策定し、都道府県知事が農業地域振興地域整備基本方針を策定するとともに、農業振興地域を指定し、農業振興地域に指定をされた市町村が農業振興地域整備計画を策定することとなっております。

市町村が策定する農業振興地域整備計画におきましては、農業上の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域として設定をし、その区域において農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施をするために、市町村が定める総合的な農業振興の計画というふうになっております。

その上で、農業振興地域整備計画では、優良農地の確保、地域農業の振興を図る上で必要な今後10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地として、農用地区域の設定などを行う農用地利用計画、農業生産基盤の整備、農用地等の保全などの方向性や具体的な事業の種類を示した農業振興の基本計画、マスタープランに分かれております。

また、農業振興地域整備計画の変更につきましては、社会経済情勢の変化に対応し、適切な計画として機能するよう、計画の全体見直し及び個別見直しを実施をするということになっております。計画の全体見直しにつきましては、概ね5年ごとに行う基礎調査の結果により、変更が生じたときに行うこととして、本町では本年5月に計画の全体見直しを終えているところでございます。

次に、計画の個別見直しにつきましては、全体見直しの際に予測しえなかった事態の発生など、特別な事情があり、かつ緊急を要する案件についてのみ個別に見直しを実施することというふうになっております。

熊本県では5月と11月の年2回を協議時期と定めてあり、町におきましてもそのスケジュールに合わせて申請を受け付けており、農用地区域への編入、区域からの除外につきましては、全体計画見直し、個別計画見直し、双方で対応をしているところでございます。農用地区域からの除外の基準としましては、優良農地を確保し、また、地域の営農環境などに支障を及ぼさないかなどの観点から、五つの要件、全てを満たす必要がございます。

第1号要件としましては、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、当該地以外に代替えすべき土地がないこととなっており、具体的な転用の計画があり、必要かつ急ぐ案件であるのか、農用地区域以外を選定できない明確な理由はあるのかなどで判断をすることとなっております。

次に、第2号要件としまして、農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の法律的、総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこととしまして、当該地は農用地区域の縁辺部かとして、区域の角の部分であるのか、国道や県道、河川で分断された農地の段地において、同じく縁辺部であるのかや農地の集団性を損なうものではないのかなどで判断をいたします。

次に、第3号要件としまして、担い手に対する農用地の利用集積への支障がないこととしまして、認定農業者や農業法人などの担い手に対する農用地の集積に支障を及ぼす恐れはないのかなどを判断をいたします。

次に、第4号案件としまして、土地改良施設などの機能に支障を及ぼす恐れがないこととしまして、ため池や農業用排水路などの機能に支障を及ぼす恐れがないのかなどを判断をいたします。

最後に、第5号要件としまして、農業生産基盤整備事業完了報告後、8年未満でないこととしまして、土地改良事業などで工事をしまして、その工事の完了の翌年から起算をしまして8年を経過しているかなどで判断をいたします。

以上の5要件を全て満たした上で、計画の変更が適当であるかを審査をしまして、熊本県との事前相談、本協議、報告縦覧などを経まして、県知事の同意により変更の計画、すなわち農用地からの除外が決定をされるということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、農振地域は法律の下、優良農地を確保し、農業振興地域整備計画の策定をされ、総合的な農業振興の計画がなされているということでございました。この農業振興地域整備計画書の変更については、計画の全体見直しと個別見直しがあるとのことでした。計画の全体見直しについては、概ね5年ごとに行う基礎調査の結果により、変更の必要が生じたときに行うということで、町では本年5月に計画の全体見直しを終えていると説明がございました。

この概ね5年ごとに行われる基礎資料とは、具体的にどのような調査をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

基礎調査の具体的な内容につきましては、概ね5年間で変化をしました農用地の面積や地域の中で既に耕作放棄地になっているなど、現況が荒廃化している区域の把握など、土地利用調査と併せて中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業などに追加をします対象農地の把握を目的に、各嘱託員、嘱託補、区長を対象に意向調査票を送付をいたしまして、チラシの回覧などを行ってもらい、各地域の意向調査を行っております。意向調査で要望が上がった案件につきましても、除外につきましては先ほど説明いたしました五つの要件を満たす必要がございますので、内容を精査をしまして、要望案件の可否については個別に通知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 地域の中で耕作放棄地など、現況の把握と土地利用調査、各事業の把握を嘱託員、嘱託補、区長を対象に意向調査をされているのが基礎調査であるということでした。意向調査で要望が上がった案件でも、除外する場合は五つの要件を全て満たしていくことが必要になるということでした。農地の保全も大事であります。地域振興も同時に進めなければなりません。今の

農業従事者数で農用地利用計画書や農業振興の基本計画、マスタープランを担うだけの力があるのでしょうか。相当厳しいことだと思います。町道の沿線や集落に隣接する農地など、農地の保全がベストなのか。また、宅地がよいのか、農業者と地域住民の意見をくみ取りながら両立することが望まれていると思っております。

美里町農業振興地域整備計画について、次の５年後のあり方、進め方について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

美里町農業振興地域整備計画についての次の５年間のあり方、進め方についての考え方でございますが、農業振興地域整備計画の基となる農業振興地域の整備に関する法律自体が優良農地の保護を目的としている法律であるため、全体見直しにおいては、例えば住宅地になりそうだからとかいうような具体的な利用計画がない待ち受け的な除外については認められておりません。そのような理由により、各個人の住宅建設などを目的とした除外については、現状の個別見直しにより案件ごとに判断をしていくこととなりますが、町が事業計画作成をして、定住住宅団地などを造成する場合などの具体的な利用計画がある場合につきましては、個別協議を行うことで除外をすることが可能というふうになっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○１１番（濱田憲治君） 優良農地の保護を目的としている法律であることから、具体的な利用計画がない待ち受け的な除外は認められないということで、各個人の住宅建設などを目的とした除外については、個別見直しによる判断になるということです。また、町が定住住宅団地などを造成する場合などは、具体的な利用計画がある場合は、個別協議で除外が可能であるということでした。農振地域から除外するにはハードルが高く、町が定住住宅として計画する以外には、個別的な要件を満たす案件しか除外ができない状況です。この５年間に人口減少を少しでも抑制できるように、町と関係地域の方々と話す場をぜひとも開催してほしいと思います。農業も大事であります、地域振興のためには人口が減らないような施策も大事であるということから、この質問をさせていただきました。

次に、農業振興のために畑地の、畑ですね、畑のは場整備の取り組みについてをお尋ねをします。

農業従事者が高齢化する中、新規就農者も増加は少ない現況であります。なぜ新規就農者が増えないのか。一番には収入が不安定であり、朝は日の出前から、夕方は日が沈むまで仕事に従事をされ、今から秋口までは暑さとの戦いなど、仕事する

環境が厳しいのも要因だと思います。その中で、水田は早くから多くの土地では場整備が進み、作業面積が増えたことから大型の農業用機械も導入されるなど、機械化も進んできました。

しかし、畑地では県内でも一部の畑地でしかほ場整備がされていない現状です。美里町でも畑地のほ場整備はあるのでしょうか。菊池市では昭和５０年代に、畑のほ場整備も開始をされ、大型の農業機械も導入し、機械化等大規模化が進み、県内トップクラスの畜産業が盛んであります。美里町は中山間地で大規模化するような面積にはならないかもしれませんが、耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化が進み、今後２０年、３０年後の畑が今のまま維持されていくのか不安であります。ほ場整備するには受益者負担も発生すると思います。今更自己負担までしてほ場整備は不要だと思っておられる農家も少なくないと思います。しかし、将来を見据え協議することも必要ではないでしょうか。畑地、畑のほ場整備の取り組みについて、制度の要件、受益者負担額などお示しをしていただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

畑地のほ場整備につきましては、国の補助事業のメニューといたしまして、農地中間管理機構関連農地整備事業、次に水利施設等保全高度化事業、次に農業競争力強化農地整備事業、最後に中山間地域農業農村総合整備事業の四つの事業が示されております。それぞれのほ場事業の採択要件などは異なっておりまして、まず、農地中間管理機構関連農地整備事業におきましては、事業対象農地面積が美里町のような中山間地域におきましては、５ヘクタール以上として大字単位を基本とするということになっております。また、事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定をされていること。また、事業対象農地の８割以上を事業完了後、５年以内に認定農業者や認定新規就農者など、担い手に集団化をすること、さらに新規実施地域の収益性が事業完了後、５年以内に２０％以上向上することなどが採択の要件となっております。

農家負担につきましては、事業費の７．５％となりますが、全て全額国費で交付をされるため、実質の工事費に対する農家負担はゼロというふうになっております。

次に、水利施設等保全高度化事業におきましては、畑作農業経営の安定に資する総合整備としまして、畑地帯担い手育成型がございます。事業対象の農地面積が中山間地域で２０ヘクタール以上が採択要件となっております。農家負担につきましては、事業費の１２．５％というふうになっておりますが、中心形態に集積をする割合に応じて国費が交付をされるため、８５％以上の農地を集約化、こちらは面的集約ということになりますが、その場合は実質の工事費に対する農家負担はゼロと

いうふうになります。

次に、農業競争力強化農地整備事業につきましては、事業対象農地面積が中山間地域で10ヘクタール以上、次に、ひと・農地プランの中心経営体に位置づけられた担い手に、農地の50%以上が集積をされること、この二つが採択要件となっております。農家負担につきましては、事業費の7.5%というふうになりますが、中心形態に集積する割合に応じて国費が交付をされます。そのため80%以上の農地を集積した場合は、工事費に対する農家負担はゼロというふうになります。

最後に、中山間地域農業農村総合整備事業につきましては、現在、美里町で行っております県営事業の中山間地域総合整備事業が名称と一部事業内容が変更されて、熊本県が今年度、令和2年度より取り組んでいる事業というふうになっております。事業対象面積が、事業対象の農地面積が中山間地域で20ヘクタール以上が採択の要件というふうになっておりまして、農家負担につきましては、事業費の2.5%ということになっておりますが、こちらも中心形態に集積する割合に応じて、県独自の交付金が交付をされるため、80%以上の農地を集積した場合は、こちらも実質の工事費に対する農家負担はゼロというふうになっております。

以上のように、それぞれの事業メニューで面積などの採択の要件については違いがありますが、事業の実施にあたっては、認定農業者などの担い手に面積の80%以上を集積することが採択に向けての必須の要件というふうになっております。面積の集約によって、工事費に対する農家負担につきましては、実質ゼロとすることができるとなっておりますが、それ以外に換地精算金という費用、こちらは配分される面積の増加によりまして生じる負担金、また整備を行ったことによる資産価値が向上したということに伴う負担金などの農家負担は別に必要ということになっております。担い手に集積をするということは、担い手がその分の農地を購入を事業に合わせて、換地のときに購入をするか、または貸し借りによって集積を図るということになりますので、取り組みにあたってはどの事業メニューがその地域の要望に合致をするのか、事業採択に向けての要件がクリアができるのかというなどの見極めを行って、熊本県とも連携を取りながら事業の推進を図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 国の補助事業としては四つのメニューがあると。事業の実施には、認定農業者など担い手に面積の80%以上を集積することが必須になるということでした。取り組みにあたっては、どの事業メニューが地域の要望に

合うのか、事業採択の要件がクリアできるなどハードルはありますが、事業の推進を図っていききたいとの説明でありました。認定農家者の中でも畑地の集積は多くの方が望まれていることだと思います。仕事の効率化、機械化を進めるためにも、事業の推進は必要ではないでしょうか。これまで認定農業者からそのような要望が上がってきたのか。また、今後事業を推進するには認定農業者が中心となりますが、要望が上がるようにどのようなかたちで進められていくのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

ほ場整備を行う上での要望の吸い上げにつきましては、これまでは認定農業者への要望調査ではなくて、各地区、集落への要望調査を行っております。ほ場整備を行う場合、土地所有者からの承諾などが必要となりますので、まずは地域で取り組む意向があるのかなどを把握をするために、直近では、今年、令和2年の1月から2月末までの期間で調査を行っているところでございます。

先ほどの説明の中で、認定農業者など担い手への80%以上の集積が必要だという説明をいたしましたが、それぞれの事業メニューの中で担い手という解釈が違っておりまして、中には認定農業者または認定新規就農者だけというふうなことで定めてある事業もございます。美里町には77名の認定農業者の方がいらっしゃいますが、各地域に分散されておりますし、耕作をされている農地も個人ごとでは集積、または集約をされている場合もあるというふうに思いますが、認定農業者だけというふうな塊での集積、集約は現状を考えますと難しいのではないかとというふうに考えております。

このような観点から、事業メニューとしましては、担い手の考え方が町が策定するひと・農地プランの中心形態を担い手として捉えることができる事業であって、認定農業者の方にはほ場整備を計画する地区や集落で、事業を推進する立場として農地の集積や集約などの農地の受け手側として中心的な役割を担っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、要望調査は各地区集落への要望調査で実施をされており、今年の1月から2月末までの期間で調査をされておるということでございました。町には77名の認定農業者がおられますが、各地区に分散されているので、事業メニューは認定農業者を担い手として、ひと・農地プランを進めることで計画する地区での農地の集約、集積、集約などができ、農地の受け手側として役割を担うかたちで進めたいという答えでございました。機械化が進まないことは、新規就農

者も増えないかもしれませんが、将来の美里町の農業を考えるには、今できる事業を取り組み、希望ある農業を目指して、今後、話す場を設けるような仕組みを経済課にはぜひ進めてほしいと思っております。畑地のほ場整備についてはなかなか厳しいハードルがあると思いますけども、20年、30年後の畑地での農業が、今までよりもっとすばらしい農業経営ができるような仕組みを皆さんで考えていただければと思っております。

次の質問に入ります。

町では、平成26年4月より町内で農業を営む農業者組織等が農作業の効率化、低コスト化、農地の保全に取り組むことで農業振興を図るため、農業機械等の導入に対する補助金の交付を始められております。この農業用機械等の導入補助金の交付要件及びこれまでの実績をお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

美里町農業用機械導入補助金につきましては、町内で農業を営む農業者組織が農作業の効率化、低コスト化などに取り組むことで、農業の振興を図る目的で平成26年度より事業を実施しております。事業の対象者としましては、3戸以上の農業者組織または農業機械共同利用組合、または農作業受託組織などの組織を対象としておりまして、共同で使用する大型機械の導入や買い替えなどの経費負担の軽減を目的に、補助対象経費の3割以内、100万円を上限に補助しております。補助を行う上での要件につきましては、1番としまして、農産物の生産拡大や地域の農地保全等のため、真に必要な機械であること。2番に経営規模、事業計画等に応じた機械の性能であること。三つ目に機械の価格が50万円以上であることなど、六つの要件を定めております。導入する農業用機械の価格を50万円以上というふうにしていることにつきましては、今後の美里町の農業振興や農地の保全、耕作放棄地の拡大防止を図る上で、機械の買い替えや大型機械の導入に対する経費が各農家にとって営農を続けていく上での大きな負担になるものだと考えております。加えて、本町の農業情勢におきましては、農業者の高齢化に伴いまして、各地域では担い手不足の加速が進むことが予測をされております。美里町のような中山間地域での農業継続のためには、集落全体で営農に取り組む集落営農組織や農業用機械の共同利用組合、さらには水田農業を中心とした農作業受託組織などの設立や育成は必要不可欠というふうになっております。使用する農業用機械は大型をし、高額な導入費用が大きな負担というふうになっていることから、組織化推進のため、高額機械の導入費用の補助を想定をしまして、50万円以上の機械とすることを要件で定めているところでございます。

また、導入の実績につきましては、直近３年間、平成２９年度から令和元年度までの申請件数の合計が２７件、そのうちトラクターの本体や畔塗り機などのトラクターに関するものが９件、コンバインが４件、田植機が２件など、大型機械の導入が半数以上を占めている状況となっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○１１番（濱田憲治君） はい、課長の説明の中で、要件の中に導入機械の価格が５０万円以上であること、大型機械の導入を考えていることが前提であるということがありました。実績でもトラクターや畔塗り機、コンバイン等、水稻関係の導入が多いと説明がございました。美里町のような中山間地での農業継続のためには、集落営農や農業用機械の共同利用組合、水田農業を中心とした農作業受託組織などの設立や育成が必要で、使用する農業機械は大型化し、高額な導入費用がかかることから導入の補助を想定し、５０万円以上と定められています。要綱を定められたときには、水田を中心とした営農であったかと思います。現在では畑地に栗やゆずなどの果樹の定植が進み、農地を管理されておられます。この畑、畑地での農作業には草刈りの作業が負担になります。多くの農家は刈払機での作業でございます。広いほ場で除草作業は、時間的にも体力的にも相当なダメージがかかります。この除草作業用に様々な機械も販売されております。高いものでは乗用をしながら除草できるものや４０万円前後する機械も数多くあるようです。畑、畑地での農地も、営農も幅広く見ていくことが望まれているのではないのでしょうか。補助金の要件、５０万円以上のところを、価格を３０万円以上とかに改めることが耕作者支援にもつながり、空いている畑に追加して果樹でも植え、農地を荒らさないようにしたいと思われる農家も出てくるのではないのでしょうか。要件の改定について、見直すことができるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これまで国は、農業の効率化や生産基盤の強化を図るために、規模拡大要請に重きを置いてまいりました。

しかし、先日閣議決定された新しい食糧農業農村計画では、小規模、家族経営も重視する方向性が改めて打ち出されたところでございます。美里町におきましては、そのほとんどが家族経営で行われており、大型機械を必要としない耕作地も多くございます。そのような観点から、中型の機械、比較的簡易な機械導入に対する町独自の補助をこれまで行ってきたところでございますが、営農者の高齢化等を考えたとき、さらに小型で簡易な農業機械の導入も地域農業を維持するためには必要になってくるかもしれません。一家に１台補助するという考え方は厳しいものがあると

考えますが、共同でさらに小型の機械導入ができるか、適当なのかどうかということも含め、またそれをするによって、地域の畑地、耕作地が荒れない、そういった可能性等も含めながら今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、町長の回答では、要件の改定については検討をさせていただくというようなことでございます。美里町に合った農業経営ということで、大型化も必要ですが、今実施されておる家族経営での農業の経営ということになりますと、小さい機械でも複数軒で共同して、その機械を利用するようなかたちを進めていただければ、現在取り組まれている生産農家も非常に助かることだと思っております。どうぞ検討には前向きに考えていただければと思うところでございます。

次に、償却資産に係る固定資産税制についてお尋ねをいたします。

法人や個人で商店や農業を営んでいる場合、所有している事業用資産には、償却資産としての固定資産税がかかります。町内に償却資産を所有している人は、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在での所有資産について申告が必要と定められております。

この償却資産とは、具体的にどのようなものを示すのか、町で営まれている業種ごとにご説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 田上税務課長。

○税務課長（田上和則君） ご説明いたします。

固定資産税の対象となる資産には、土地、家屋のほかに償却資産がございます。償却資産とは、会社や個人で工場や商店等の経営や農業、漁業等を営まれている方が、その事業のために用いることができる資産をいいます。具体的には、業種別に説明をいたしますと、建設業でいいますとブルドーザーやパワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車、飲食業におきましては、厨房設備やカラオケ機器、冷凍冷蔵庫等、ガソリンスタンドにおきましては、洗車機やガソリン計量器等、農業関係では、耕作機械や園芸施設等、そのほかとしまして、パソコンや自動販売機、太陽光発電設備等が該当いたします。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、建設業界ではブルドーザーなどの大型特殊自動車や飲食業では厨房設備など、また農家では、耕作機械、園芸施設なども含まれるということでした。それに付随してパソコンや自動販売機、また太陽光発電設備などもこの償却資産の対象であるということでした。近年、再生可能エネルギーの

普及に伴う太陽光発電設備が役場中央庁舎周辺に数多く設置をされております。このような太陽光発電設備も償却資産の対象になるということで、固定資産税における過去5年間の課税の推移と税額について、前年度との比較、伸び率と償却資産の概略について、また、償却資産の対象となる再生可能エネルギーの普及に伴う太陽光発電設備への現況と課税方法についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 田上税務課長。

○税務課長（田上和則君） 最初に、固定資産税における課税の推移からご説明をいたします。

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額を、その固定資産を所在する市町村に納める税金でございます。本町における過去5年間の課税の状況につきましては、平成27年度から平成30年度までは、いずれも前年度調定額を下回っておりますが、平成31年度におきましては、前年度調定額に対しまして1,524万9,891円の増額となっております。これは、近年の再生可能エネルギーの普及に伴う太陽光発電設備に代表されます償却資産への課税の伸びが主な原因だと考えられます。

なお、固定資産税に対する償却資産分の税額割合は、約41%から43%を占めておりまして、平成31年度における償却資産の税額の伸びは、前年度比1.86%となっております。

次に、太陽光発電設備に関する現況と課税方法についてご説明をいたします。

平成31年度におきましては、未申告の太陽光発電設備設置事業者を対象に調査を計画いたしました。調査内容につきましては、国が公表している再生可能エネルギー事業計画認定情報に基づき、航空写真による確認を併せて現地調査も行い、課税対象の償却資産と事業者の特定を行いました。この調査結果に基づき、太陽光発電設備の未申告事業者に申告案内を行いましたところ、平成31年度中に新たに24件の申告があり、課税額は過年度の未申告分も含めて、当初課税分より1,126万1,400円の増額となりました。なお、太陽光発電設備は、事業用の設備が償却資産と見なされます。個人の住宅用設置にされている設備も、発電出力が10キロワット以上を有していれば、余剰売電、全量売電にかかわらず、事業用として課税の対象となります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、課長の説明では、平成30年度までは前年度を下回る税額であったが、平成31年度は前年度より1,500万円を超える増額で、これは太陽光発電設備が多く設置されたことと、未申告の24件が申告された結果があ

るとのことでした。太陽光発電設備だけでも相当な税収が増える結果になっております。ここで、太陽光発電設備は国が公表している再生可能エネルギー事業認定情報に基づき、航空写真による確認と併せて現地調査を行われ、課税対象の償却資産と事業者の特定を行われております。また、説明では個人の住宅用に設置をされている太陽光発電も発電出力量が10キロワット以上を有していれば、余剰売電、全量売電にも係わらず事業用とみなして、課税の対象となる説明でございました。個人の住宅用に設置されている太陽光発電の中で10キロワットを超えているのが資産を持っておられる方は事業扱いとなり、償却資産の申告も必要になるということでございます。

申告義務を知らず、結果的に当該資産の申告を行わず、課税漏れとなり、納税していないという方も少なくないと思われそうですが、町としての取り組みはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 田上税務課長。

○税務課長（田上和則君） ご説明いたします。

償却資産の所有者は、地方税法第348条により、毎年1月末日までに前年の償却資産について申告が義務づけられているため、全ての所有者には申告案内文書の送付は行っておりませんが、毎年町広報紙1月号に償却資産の申告案内のお知らせを掲載し、周知、啓発を図るとともに、町のホームページでも償却資産の申告案内をしております。

現在、搜索の対象としておりますのは、前年度までの申告者及び法人設立等の届けのあった事業者、並びに税務課の現地調査等で新たに償却資産の所有が判明した事業者等としております。

また、固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産の所有者に課税をされます。土地と家屋については登記制度があり、法務局への登記情報に基づき自治体が資産を把握することができますが、償却資産については登記制度がなく、納税義務者及び課税客体の把握が容易でないことから、地方税法第383条により、償却資産の所有者に申告義務を課しております。

一方、地方税法第408条により、市町村長は固定資産評価員または固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回、実地に調査をさせなければならないと規定をされております。

したがって、固定資産税の償却資産につきましては、自治体の税務担当部局の調査等の取り組みと、償却資産の所有者による自主的な申告があって初めて課税の公平性が保たれる制度となっております。

また、償却資産の課税につきましては、町民の方から不公平が生じているとご

指摘もいただいております。そのため、課税の不公平を是正する取り組みとして、平成31年度は近年町内に増加している未申告の太陽光発電設備について調査を行い、所有事業者等に課税をしたところでございます。

今後は、償却資産課税制度の課題を解消するため、事業者等への積極的な周知啓発及び未申告者の資産に対する調査を進め、課税の公平性の確保はもとより、現在償却資産を正しく申告し、納税されている町民の方々及び事業者の方々の税制に対する信頼を損なわないよう、取り組みを強化してまいります。

なお、現在、納税者がより申告しやすくするための取り組みとしまして、償却資産の手引きを作成する準備を進めております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、償却資産の課税について、課長のほうから町民から不公平が生じているとの指摘もあり、平成31年度は太陽光発電設備の未申告の調査を行われております。今後は償却資産課税制度の課題を解消するために、事業者等への積極的な周知啓発及び未申告者の資産に対しても調査を進め、取り組みを強化されると言われております。また、償却資産の手引書を作成する準備を進められているということでございました。

償却資産の所有者は申告義務が、申告が義務づけられていますが、その制度を知らないで申告する必要がないと判断された場合、申告は上がってきません。私たちは税制で最も重要なことは、税の負担が公正かつ公平でなければならないことだと認識をしております。新聞報道によりますと、企業が保有する資産に係る固定資産税の徴収にあたって、市町村と税務署が連携を強化するそうです。平成18年税制改正大綱で官・公・省等への協力要請について、徴収職員は滞納処分に関する調査について、必要があるときは官・公・省、または政府機関にその調査に関し参考となるべき図書及び資料の閲覧または提供、その他の協力を求めることができるとなっております。今回の連携強化は、総務省の指示により実施されるということで、税金の徴収職員は税務調査時に関係官庁に資料の閲覧を求めることができるという規定が各税法に盛り込まれたそうです。税の公正かつ公平でなければならないことから、税務課も税務署と連携を進めることが必要ではないでしょうか。今後取り組まれる姿勢についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 田上税務課長。

○税務課長（田上和則君） ご説明をいたします。

固定資産税の課税対象のうち土地や家屋については登記簿があるため、その実態を把握することは容易でございますが、会社が保有する機械設備などの償却資産に

は登記制度がなく、会社が1月末に作成、提出する償却資産申告書等に従って課税する方法が取られます。しかし、この方法では申告の裏付けとなる資料がなく、固定資産税の徴収漏れが多いと言われております。

平成18年税制大綱における官・公・省等の連携強化につきましては、会社や個人事業主が税務署に提出した償却資産関連の資料を市町村が閲覧することで、償却資産についての実態を掴もうとするものです。現在、国税資料における減価償却資産等の指標につきましては、固定資産税の償却資産としての取り扱いの相違や、他市町村に所在する資産も一括して含まれているため、調査の効率性の観点から確認をしておりませんが、税務課からの再三の申告案内や地方税法第353条に基づく固定資産評価委員等の調査質問等に応じない事業者については、最終手段として税務署において国税資料等の閲覧を行い、課税する計画としております。

今後はこの取り組みをさらに進め、賦課徴収業務の必要に応じた国税資料の閲覧を含めて、税務署との連携を図るとともに、中長期的な計画に基づき償却資産申告者の補足及び実態調査を継続的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、税務課から再三の申告案内や固定資産評価員等の調査質問等に応じない事業者には、最終手段として税務署において国税資料等の閲覧を行い、課税する計画と言われました。税の公正かつ公平につながるように、その他の税に対しても同様な視点で業務を遂行していただきたいと思っております。

最後の質問に入ります。

11月に実施される美里町長選挙に上田町長は出馬をされるのかお尋ねをいたします。上田町長は、この4年間、熊本地震その後の豪雨災害、そして新型コロナウイルス感染症対策に尽力された4年間だったと思います。少子高齢化が進み、町の人口が減少する中で、多くの課題が残されたことだと思います。美里町が美里町であり続けるために、上田町長には今後も美里町の舵取り役を多くの町民の方が期待をされていることだと思います。11月に実施される町長選挙に対して、上田町長は出馬をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町長選挙について、出馬の有無についてでございます。本来は長くこの時間があるだろうと思ってたくさん書いておりましたが、もう2分を切りましたので、短くお答えをさせていただきます。

人口も、美里町は人口も1万人を割りました。さらなる人口減少が続く中で、地域をどう維持していくのか、また超高齢化社会において日常生活に困難を来した

方々をどうサポートしていくのか。さらにはソサエティ5.0やSDGsの取り組み、そしてまだまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症対策など、刻一刻と変化する現代社会にどう対応していくのか、早急に、そして柔軟に対応しなければならない問題も山積をいたしております。

現在、議会の皆様のご協力と町民の皆様のご理解を得ながら、他の自治体に負けないようにと必死の思いで町政の一端を担わせていただいております。

併せて、美里町にはまだまだ様々な可能性があると思っています。これからも美里町の可能性を伸ばし、周辺地域に埋もれないきらりと光る美里町をつくっていくために、引き続き、国や県ともしっかりと連携を取りながら、また町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、引き続き美里町政の一端を担わせていただきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、出馬されると今判断をいたしました。美里町は課題がいっぱいあります。個人的にもその課題に向けて応援していきたいと思います。どうぞこれからも担うように頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をいたしました。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了をしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

明日11日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後2時01分

第 3 号

6 月 1 1 日 (木)

令和２年第２回美里町議会定例会会議録（第３号）

令和２年６月１１日（木）

午前 １０時００分 開 会

１．議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第１ | | 各常任委員会報告及び質疑並びに議会改革調査特別委員会委員長報告 |
| | | (１) 総務常任委員会委員長 |
| | | (２) 経済建設常任委員会委員長 |
| | | (３) 社会文教常任委員会委員長 |
| | | (４) 議会改革調査特別委員会委員長 |
| 日程第２ | 議案第５３号 | 令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号） |
| 日程第３ | 議案第５４号 | 令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第４ | 議案第５５号 | 令和２年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第５ | 議案第５６号 | 小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について |
| 日程第６ | 議案第５７号 | 熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について |
| 日程第７ | 報告第１号 | 令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第８ | 報告第２号 | 令和元年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第９ | 報告第３号 | 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について |
| 日程第１０ | 同意第１号 | 美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて |
| 日程第１１ | 同意第２号 | 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第１２ | 同意第３号 | 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第１３ | 同意第４号 | 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第１４ | 同意第５号 | 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

日程第15	同意第6号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	同意第7号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	同意第8号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	同意第9号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	同意第10号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	同意第11号	美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
追加日程第1	議案第58号	令和2年度美里町一般会計補正予算（第6号）
日程第21		議員派遣の件について
日程第22		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第23		議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
3 番	今 田 政 行 君	4 番	坂 田 竜 義 君
5 番	上 田 孝 君	6 番	松 永 正 憲 君
7 番	中 川 政 司 君	8 番	吉 田 起 登 君
9 番	上 村 則 幸 君	10 番	福 田 秀 憲 君
11 番	濱 田 憲 治 君	12 番	吉 田 美 好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君

健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事務局係長	立 道 誠 君	書 記	津 田 里美子 君
-------	---------	-----	-----------

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（吉田美好君） おはようございます。

お諮りします。ただいま上田町長より、議案第 58 号、美里町一般会計補正予算（第 6 号）についての議案が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。昨日、議会改革調査特別委員会が行われておりますので、日程第 1 に議会改革調査特別委員会委員長の報告を追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって、「追加日程第 1、議案第 58 号、美里町一般会計補正予算（第 6 号）」を日程に追加して議題とすることに決定をし、日程第 1 に「議会改革調査特別委員会委員長の報告」を追加することに決定をしました。

それでは、追加日程が入りました議事日程と補正予算書を配布してください。

（資料配付）

○議長（吉田美好君） 配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

—————○—————

日程第 1 各常任委員会報告及び質疑並びに議会改革調査特別委員会委員長の報告

○議長（吉田美好君） 日程第 1、各常任委員会報告及び質疑並びに議会改革調査特別委員会委員長の報告を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、上田孝君。

○総務常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会の報告を行います。

令和 2 年 6 月 9 日午後 1 時より、総務常任委員会を行いましたので報告いたします。出席者は、総務常任委員会より吉田美好委員、上村委員、光井委員、上田の 4 名、執行部より宮寄総務課長、渡邊企画情報課長、田上税務課長、山田住民課長、池永会計課長の 5 名が出席されております。

まず、令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第 5 号）について、関係課長より説明を受けております。

主なものとして、総務課では美里町出身学生生活支援事業について。支援の内容

は、米 5 k g と町の特産品を J A やよんなっせ、佐俣の湯など、町内の事業者に協力を仰ぎ、町外で暮らす学生を支援するもので、今後早急に防災無線等で保護者を通して募集し、支援品を送りたいとのことです。

災害対策費の被災宅地土砂除去費補助金については、1 件あたり 5 万円の 5 件分を計上してあります。避難所用備品購入費は、パーティション等を購入するものです。

なお、歳入において、財政調整基金の繰り入れが行われておりますが、基金残高は約 1 8 億円で、今後も 1 8 億円を維持していくことを目標とするそうでございます。

企画情報課では、地域の絆プロジェクト推進補助金について。

1 団体上限 2 0 万円の 1 0 団体分を増額補正するものでございます。地域にとって魅力的な補助事業でありますので、嘱託員等を通して事業内容の周知を図れるよう要望する意見がありました。

次に、議案第 5 6 号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結についての説明を受けております。前年度に購入したものと同型の B - 3 級 4 台に加え、ポンプ車並みの性能を有する B - 1 級 5 台の購入契約であります。B - 1 級 5 台の配備については、ポンプ車が配備されていた分団に加え、3 分団三溪班、4 分団佐俣班にも配備するとのことです。

また、美里町感染症対応避難所開設及び行動マニュアルについての説明も受けております。大規模災害が頻発する近年において、住民の理解が必要であるので、わかりやすく丁寧な周知活動を要望する意見がございました。

机上での委員会を終え、備蓄倉庫と非常電源設備の視察を行いました。備蓄倉庫において、備品の収納状況に若干問題点があると思われました。スペースを有効活用できるよう頑丈な棚を設置し、備品の整理をしていただくよう要望したところであります。

視察を終わり、午後 2 時 3 0 分、委員会を終了しました。

これで報告を終わりますが、報告漏れがありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過

と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、中川政司君。

○経済建設常任委員会委員長（中川政司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、経済建設常任委員会活動をしましたので、報告をいたします。

6月9日午後1時より、第1会議室において、吉田起登議員、濱田憲治議員、坂田竜義議員、中川と、執行部より富永経済課長、高田林務観光課長、長井建設課長、北島水道衛生課長出席のもと、会議を開催いたしました。

まず、議案第53号、美里町一般会計補正予算（第5号）について、担当課より説明がありました。

経済課では、農用地等災害復旧費については、5月15日から16日にかけての豪雨による災害復旧の測量設計委託料及び重機借り上げ料との説明でありました。

林務観光課では、新型コロナウイルス関連支援策として、これは6月8日現在ですが、セーフティーネット4号、いわゆるSN4号では、売上高が前年同月比で20%以上の減少、債務保証100%で、23件の申請。危機関連では、売上高が15%以上の減少、これも債務保証100%で、2件の申請。持続化補助金では、8件の申請。持続化給付金、これは国の事業であるため、申請件数は未定だが、ひと月の売上高が前年同月比で50%以上の減少した場合は、法人で200万円、個人事業者は100万円の支援があるということであります。町単独事業の中小企業事業者継続支援金では21件の申請があっているが、これからも申請は増えていくとの説明でありました。

建設課では、老朽危険家屋除去委託料については、大沢水地区にあり通学路に面して危険を伴うので町で解体撤去するとのことで、家屋については財産放棄しており、所有者不明との説明でありました。

その後、現場調査をいたしました。まず、大沢水の老朽危険家屋を視察、倒れる寸前の家屋を見ました。その後、町道中郡線の工事現場を視察、作業中でありまして、20%の進捗との説明がありました。その後、名越谷線を視察し、工事は全て完了をしていました。3時頃中央庁舎に帰り、解散をしました。

以上で、経済建設常任委員会活動報告を終わります。

報告漏れがありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、福田秀憲君。

○社会文教常任委員会委員長（福田秀憲君） おはようございます。

社会文教常任委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者、議会から今田議員、松永議員、高田議員、私、福田であります。執行部から吉永教育長、坂村学校教育課長、中川社会教育課長、松永健康保険課長、中村福祉課長、北島水道衛生課長が出席をされております。

まず最初に、補正予算（第5号）について報告を受けました。社会文教関係の主な事業につきましては、福祉課で新型コロナウイルス対策として、放課後児童健全育成事業、また保育環境改善事業が行われます。放課後児童クラブは、2園で今実施されておりますけれども、学校の臨時休校に伴いまして、4月からの児童の育成の委託料に充てられます。保育環境改善では、保育園に消毒液やマスクなどが配布をされます。

学校教育課では、国の施策によりまして、砥用小学校が道德教育研究指定校となって取り組む予定になっておりましたけれども、新型コロナウイルスの影響により、中止となっております。

社会教育課では、総合体育館、B&G海洋センター、文化センターなど7カ所に赤外線の体温チェック機を導入して、入館者の体温をチェックするような態勢になります。また、アルコール消毒液を学校などに、また、手洗い用の石鹸を屋外施設に配備をいたします。その後、コロナ対策として、3密を守るために学校の教室を改造しております、中央小学校の教室を視察をいたしました

以上、一般会計の第5号の報告であります。

続きまして、各担当からの報告がありました。

学校関連では、コロナ対策としてマスクや消毒液は十分に備蓄があるということであります。また、子ども議会の開催につきましては、今後の様子を見て決定をするということであります。また、プールを使用した授業につきましては、6月の中

旬以降から実施するような予定であるということでもあります。

福祉関連の報告では、児童手当に1万円を上乗せして支給する子育て世帯臨時特別給付金は1万円ですけれども、6月11日に支給予定であるという報告をしています。

以上、社会文教常任委員会の報告といたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。議会改革調査特別委員会委員長、濱田憲治君。

○議会改革調査特別委員会委員長（濱田憲治君） おはようございます。

令和2年第4回美里町議会改革調査特別委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

令和2年6月10日水曜、午後3時より、美里町役場中央庁舎議会委員会室において。出席者、今田副委員長、福田委員、上村委員、吉田起登委員、中川委員、松永委員、上田委員、坂田委員、光井委員、高田委員及び私、濱田でございます。事務局から、立道事務局係長、津田参事出席のもと開会をしております。

議題を三つ設けております。

議第1、美里町政治倫理条例について。2、議会IT化の取り組みについて。3、その他 としております。

議事

1 美里町政治倫理条例について

国の地方制度調査会の第32次地方制度調査会の第36回専門委員会において、「地方議員のなりて不足解消に向け、地方自治法が定める『兼業禁止』の範囲を明確化」するように提言。自治体と取引がある個人事業主に関する兼業禁止規定は、規制の緩和を検討すべきだとした。この案を地方側の意見を聞き、今後答申案を決定するといった記事が4月8日の熊日新聞に掲載しており、7月までに答申案をとりまとめるといった内容でございました。この答申が示されて、美里町での政治倫理条例が現行のままでよいのか、今後検討しながら進めるよう確認し、継続審議と

いたしました。

2 議会 I T 化の取り組みについて。

第 3 回の委員会において、早めに取り組むこととしているので、ペーパーレス化へのタブレットの体験を実施することとしました。業者は、議会事務局にて選定していただくようにしております。

3 その他

嘱託会との意見交換を実施する事前準備として、議員定数に関する書類は、委員長・副委員長に一任いただき、議長と相談し、事前準備を進めることを確認しております。

以上が、令和 2 年第 4 回の議会改革調査特別委員会の報告であります。報告漏れがございましたら、他の委員さんから補足をお願いします。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、議会改革特別調査委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑並びに議会改革調査特別委員会委員長報告を終わります。

—————○—————

日程第 2 議案第 5 3 号 令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（吉田美好君） 日程第 2、議案第 5 3 号、令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第 5 号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

3 番、今田君。

○3 番（今田政行君） 議長。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3 番（今田政行君） 3 番、今田です。

ただいま上程中の議案に対してですけども、9 ページの総務費の一般管理費の中

で、節の１２の委託料。先ほど、委員長報告にもありましたけども、美里町出身学生生活支援事業委託料ということの中で、もう少し詳しく説明をいただけないかということをお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

この美里町出身学生生活支援事業委託料につきましては、美里町出身の大学生あるいは短大生・専門学校生、町外に出ておられる方、学生に対しまして、何か地元の産品を送ることができないかということで、１８歳以上の学生を４００名以内と想定をしまして、当初お米を送る予定でございましたが、昨年、元年産のお米の量がちょっと不足するというので、お米を５キロと地元産品を組み合わせ、一人当たり送料込みで６，０００円程度を見込みまして、予算を上げたところでございます。今後、予算成立後には、各世帯にこの事業の周知を行い、申し込みがあったところから学生さんの住所等をお聞きし、こちらから送付をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○３番（今田政行君） 議長。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○３番（今田政行君） はい、了解しました。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５３号、令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第５３号、令和２年度美里町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第54号 令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（吉田美好君） 日程第3、議案第54号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第54号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第54号、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第55号 令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（吉田美好君） 日程第4、議案第55号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第55号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、議案第55号、令和2年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第56号 小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

○議長(吉田美好君) 日程第5、議案第56号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長(宮寄幸仁君) 議案第56号について、ご説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

次のとおり、小型動力ポンプ積載車購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

物品名、小型動力ポンプ積載車9台

契約の方法、指名競争入札

契約金額、5,790万1,184円

契約の相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治

提案理由でございますが、小型動力ポンプ積載車購入に係る物品売買契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

今回の購入にあたりまして、5月25日に入札を行い、仮契約を行っております。予定価格が700万円を超える案件のため、本定例会に上程したものでございます。

別冊の議案第56号資料をご覧いただきたいと思います。小型動力ポンプ積載車購入契約説明資料でございます。

1ページをお開き願います。

上段に積載車の仕様概要、下段に小型ポンプB-3級の仕様概要を付けております。こちらにつきましては、昨年購入したものと同様の仕様となっております。

まず、積載車につきましては、メーカーはトヨタ。車種がダイナ ダブルキャブ、ロングデッキの低床型でございます。ミッションにつきましては、5速マニュアル。

車両の寸法は、全長が5.0メートル、全幅が1.695メートル、全高が1.975メートルでございます。エンジンにつきましては、ガソリン式、4気筒1,988CC。

次に、小型ポンプの仕様でございます。B-3級でございます。メーカーはトーハツ。エンジンは4ストロークの3気筒水冷式、526CCです。燃料はガソリンで、タンク容量は10リットルです。型式はB-3級、VF53ASです。寸法につきましては、全長が約79センチ、全幅が67センチ、全高が74センチとなっており、重量は約98キロとなっております。

次に、2ページをご覧ください。

B-1級の仕様概要でございます。メーカーがトーハツ。エンジンが2ストロークの2気筒水冷式、804CC。燃料はガソリン式で、タンク容量は24リットルです。型式はB-1級のVE90AS。寸法につきましては、全長が約76センチ、全幅が約75センチ、全高が約85センチ、重量は約108キロとなっております。

次の3ページから8ページ目まで、今回の購入に際しての仕様書を付けております。

4ページをお開き願います。

4ページの2番のところで、(2)ですが、乗車定員は8人といたしております。それと、B-1級については5台、B-3級については4台の購入予定としております。

次に、3番の機装でございますが、4ページから次の5ページまで、15項目の指示をしているところでございます。

6ページをお開き願います。

6ページに、5番で積載車の付属品(1台当たり)の付属品の一覧を付けております。6ページから7ページ目まで、26項目の指示をいたしているところでございます。

8ページをお開き願います。

8ページに、納入期限として、令和3年2月26日といたしております。

その次の9ページには、このB-1級の小型ポンプのカタログを付けております。

昨年度、小型動力ポンプにつきましては10台、B-3級を購入しておりますが、今年度は、ポンプ車の更新に伴い、現在ポンプ車を運用する3班、第1分団の畝野班、第2分団南部機動班、第5分団の馬場・堅志田班と協議を行い、コスト及びパフォーマンスを比較し、検討を行いました。その結果、ポンプ車に比較し、性能で大差がなく、価格では約3分の1となる小型動力ポンプB-1級積載車に更新することとなりました。また、コストのメリットを生かし、今般の各地域の情勢や特性

の変化、旧商店街を抱える地域や団員の減少、山間部の過疎化・少子化に伴う団員数の減少、あるいは班合併等によるカバーする地域や面積の増加等を考慮し、5分団全分団にB－1級積載車を1台ずつ配備することとしたものでございます。

B－1級積載車を配備する班につきましては、第1分団の畝野班、第2分団の南部機動班、第3分団の三溪班、第4分団の佐俣班、第5分団の馬場・堅志田班となっております。

以上で、議案第56号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、中川君。

○7番（中川政司君） えーっと、お尋ねいたします。

小型動力ポンプ、最近のは私もよくわかりませんが、四駆になっておりますか、車のほうが。積載車のほうが。実はですね、雪が降った場合にはどうしても現場に行けなくてですね、スリップして途中で止まっているところをよく見かけたことがありますので。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 今度の積載車については、四駆にはなっておりません。ただ、山間部等でのスリップ等考えて、タイヤチェーン等は配備することといたしております。

○7番（中川政司君） はい。議長、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第56号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第56号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 5 7 号 熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第 6、議案第 5 7 号、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） 議案第 5 7 号について、ご説明申し上げます。

議案第 5 7 号、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法第 2 5 2 条の 2、第 4 項の規定により、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、熊本市と美里町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第 2 5 2 条の 2、第 4 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がありますので、提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日に締結いたしました、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に、2 点内容を追加するものでございます。

1 点目は、連携協約の中の別表第 3 の 1、生活機能の強化に係る政策分野の表の中に、項目 9 として、観光の振興とそれに伴う取り組み内容、熊本市及び美里町それぞれの役割を追加するものでございます。

2 点目は、連携協約の中の別表第 3 の 2、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表の中に、項目 3 として、広域道路網の構築とそれに伴う取り組み内容、熊本市及び美里町それぞれの役割を追加するものでございます。

別冊でお配りしております、議案第 5 7 号に係る新旧対照表をご覧ください。

表の一番左側の枠内が、変更後の協約になります。先ほどご説明しました 2 点につきまして、表の中に追加をしております。

1 ページをおめくりください。

（9）に「観光の振興」を追加しておりますが、これは熊本市で開催予定の全国都市緑化フェアにおける観光面での連携を行うためでございます。

さらに、もう 1 ページおめくりください。

（3）に「広域道路網の構築」を追加しておりますが、これは広域的道路網の整備促進を図る期成会活動の共同実施を行うためでございます。

以上で、議案第 57 号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の討論を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 57 号、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 57 号、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 報告第 1 号 令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（吉田美好君） 日程第 7、報告第 1 号、令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 報告第 1 号について、ご説明申し上げます。

令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。

令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

初めに、款の 2 総務費におきましては、喫煙所整備事業の 1 事業。

款の 3 民生費におきましては、福祉保健センター「湯の香苑」体育施設耐震改修事業の 1 事業。

款の 5 農林水産業費におきましては、前田用水路管理用道路整備事業及び町単独土地改良事業費補助金災害関連分の 2 事業。

款の7土木費の項の2、道路橋梁費におきましては、町道維持工事事業から、3ページをお開き願います。3ページの項の4住宅費、社会資本整備総合交付金事業（応急仮設事業利用関係）までの7事業。

款の9教育費におきましては、校内ネットワーク整備事業（国一次）の1事業。

款の10災害復旧費におきましては、項の1農林水産業施設災害復旧費の農用地等災害復旧事業（H28災害分）から、4ページをお開き願います。項の2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業（R1災豪雨分）までの9事業。

合わせて21事業分、総額が9億4,255万1,000円を翌年度に繰り越すことといたしております。

以上で、報告第1号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、日程第7、報告第1号、令和元年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第8 報告第2号 令和元年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（吉田美好君） 日程第8、報告第2号、令和元年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 報告第2号についての説明を申し上げます。

令和元年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和元年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書を、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。

令和元年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

款の6商工費におきましては、森林体験公園施設スマートビレイシステム導入事業の1事業。

款の10災害復旧費におきましては、農用地等災害復旧事業（H29災害分）の1事業。

2事業合わせまして、1,549万7,825円を翌年度に繰り越すことといたしております。

事故繰越しの理由といたしましては、説明欄に記載のとおりでございます。

以上で、報告第2号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、日程第8、報告第2号、令和元年度美里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第9 報告第3号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

○議長（吉田美好君） 日程第9、報告第3号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を求めます。富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） 報告第3号について、ご説明申し上げます。

報告第3号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき、有限会社「石段の郷中央」の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

内容について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和元年度決算に関する書類ということで、今回提出しております書類の一覧でございます。

その次の、1ページをお願いいたします。右下にページを記載をしております。

有限会社「石段の郷中央」の監査結果報告でございます。本年3月末をもって、第22期の決算が終わり、5月25日に監査が実施をされたところでございます。

2ページをお願いします。

貸借対照表でございます。まず、資産の部です。

ローマ数字Ⅰの流動資産は、5,205万7,619円となっており前期とほぼ変わりはありませんが、内訳としましては、現金及び預金が85万9,981円の減、売掛金が82万8,492円の増となっております。

その下、ローマ数字Ⅱの固定資産につきましても、2,227万4,685円で前期から大きな変動はありませんが、内訳としましては、建物などの減価償却により、有形固定資産が58万9,514円の減となっております。また、投資・その他の試算は、保険積立金が62万2,980円の増となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

上の枠が負債の部でございますが、ローマ数字Ⅰの流動負債につきましては、2,680万1,083円と81万3,035円の増となっておりますが、これにつきましては、未払い消費税等が84万5,700円の増となったことなどによるものでございます。

その下の枠が純資産の部でございます。

1. 資本金に変わりはなく、3. 利益剰余金が3,148万9,555円となり、純資産の部合計は4,868万9,555円で、構成比は64.5%となっております。第22期につきましては、資産の部合計及び負債・純資産の部合計共に7,5

49万638円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

ローマ数字Ⅰの売上高でございますが、1億9,833万5,561円となり、前期より2,069万8,947円の減となっております。売上高の減少理由につきましては、10月から消費税率が改正をされたことにより、食料品などの販売・仕入れに係る消費税は8%の軽減税率が適用されるということになりましたが、本来、法人側が受け取る利益である手数料収入については、軽減税率の対象ではなく税率10%となるため、10月よりそれまでの農産物販売額を売り上げに計上をするのではなく、手数料収入のみを売り上げに計上するなど、直売所の農産物販売の売り上げ及び仕入れの計上方法を変更をしたため、販売手数料収入が2,369万327円減少したことなどによるものでございます。

見目の販売手数料収入は大きく減少しておりますが、従来どおりに計上した場合の販売手数料収入につきましては6,293万6,000円程度となりまして、前期に比べて若干の売り上げの増加というふうなことでございます。

次に、ローマ数字Ⅱの売上原価につきましても、5,188万3,152円で、前期より2,265万7,861円の減となっておりますが、先ほど説明をしました販売手数料収入と同じように、野菜等仕入高の計上方法を変更したことによるものでございます。売上高から売上原価を引いた売り上げ総利益は、1億4,645万2,409円となり、前期より195万8,914円の増となっております。

その下の、ローマ数字Ⅲの販売費および一般管理費は、1億4,987万9,808円となっておりますが、その内訳につきましては、次の5ページをご覧ください。

販売費及び一般管理費は、前期より149万1,647円増加をしておりますが、その主な要因としましては、60歳に到達をしました社員・準社員についての給与を販売員給与から雑給に変更したため、販売員給与が327万9,928円の減、雑給が551万6,411円の増となっております。それに加えて、水道光熱費が125万9,278円の減、備品消耗品費が95万8,799円の増となっております。

1ページ戻っていただきまして、再度4ページをご覧ください。

先ほどの売上総利益から、販売費及び一般管理費を差し引いたものが営業利益となりますが、今期もマイナス342万7,399円の損失であったため、営業損失として計上をしております。但し、損失額につきましては、前年より46万7,267円減少をしております。

この営業損失に、ローマ数字Ⅳの営業外収入392万4,704円を加えて、

ローマ数字Ⅴの営業外費用２８万７,６５７円を差し引いたものが、中ほどにあります。経常利益２０万９,６４８円となっております。

この経常利益から、下から２行目の法人税及び住民税２０万８,６４３円を差し引いたものが一番下の当期純利益となり、当期は１,００５円の黒字となっております。

次に、６ページをお願いいたします。

開業しました平成１０年度からの入館者の推移を記載をしております。令和元年度の入館者数は、総計１９万５,４５４人で、前年度より８,５９８人の増となっております。昨年の４月から今年の３月までは、前年を上回る入館者数となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、本年３月は前年に比べ約１５％の減というふうになっております。

８ページをお願いいたします。

宿泊施設への宿泊者及び入館者数の推移となっております。宿泊者数は７,０７９人で、前期より２１７人の減、入館者数は７２８人で、９３人の減となっております。

次に、９ページをお願いいたします。

過去３期実績と、同業種である公衆浴場業１２件の黒字企業の平均値との比較をしました「３期比較財務諸表」となっております。

上段枠の純資産及び中段枠の売上総利益などを比べていただきますと、順調な伸びとなっております。

次の１０ページにつきましても、過去３期実績と同業種である公衆浴場業１２件の黒字企業平均値とを比較した「３期比較経営分析表」となっておりますが、詳しい説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、日程第９、報告第３号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を１１時１０分とします。

—————○—————

休憩 午前１０時５７分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第 10 同意第 1 号 美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするにつき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第 10、同意第 1 号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） 同意第 1 号について、ご説明申し上げます。

同意第 1 号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号の規定により、美里町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書の規定により、美里町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とする場合は、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号の規定により、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

別にお配りをしております「同意第 1 号添付資料抜粋」をご覧ください。

農業委員会等に関する法律の一部を抜粋をしております。

農業委員会等に関する法律の中で、委員の任命について、第 8 条第 1 項において、「委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命をする」となっております。

また、第 5 項では、「市町村長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない」と定められており、1 号として認定農業者である個人、2 号として認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が示されており、この 1 号・2 号に該当する者が認定農業者等ということになります。

その上で、ただし書としまして、「区域内における認定農業者が少ない場合、その他の農林水産省令で定める場合はこの限りではない」と記載をしてあります。

別添資料の次のページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律施行規則の抜粋でございますが、第 2 条で認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について記載をしてございます。

先ほどの資料 1 ページの法第 8 条第 5 項のただし書の「農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする」としまして、第 2 条第 1 項で「当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に 8 を乗じて得た数を下回る場合」と規定をされております。現在、美里町の認定農業者につきましては、77 名でございまして、農業委員の定数 10 名に 8 を掛けた数 80 名を下回っており、認定農業者が少ない場合に該当するということになります。この場合において、委員の過半数を資料 1 ページの法第 8 条第 5 項各号に掲げる認定農業者等又は次に掲げる者とするにつきましては、当該市町村の議会の同意を得たときと記載をしてございます。

次に掲げる者につきましては、次のイからヌまでの 10 項目が示されておりました、はじめに、

イ 認定農業者等であった者。

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族。

ハ としまして、認定就農者である個人。

ニ としまして、認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人。

ホ としまして、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第 2 条第 4 項第 1 号ハに規定する組織の役員。こちらにつきましては、集落営農組織の役員が該当する者となります。

次に、へ としまして、農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者。こちらは町が策定しております人・農地プランに中心経営体として位置付けられた方が該当することとなります。

次に、ト としまして、農業振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者の業務を執行する役員又は使用人となっております。

次に、チ としまして、農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者となっております。こちらにつきましては、地方公共団体に認められた農業者としまして、指導農業士などが該当することとなっております。

次に、リ としまして、基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者である個人となっております。

次に、ヌ としまして、基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は

使用人となっております。

これらの１０項目に該当する者を「これらに準ずる者」としまして、本町におきましては認定農業者が少ない場合に該当いたしますので、法第８条第５項の認定農業者等又は同法施行規則第２条第１項の「これらに準ずる者」を美里町農業委員会委員の過半数とすることに対して、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、同意第４号の説明を終わらせていただきます。

失礼しました。以上で、同意第１号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第１号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第１号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第１１ 同意第２号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１２ 同意第３号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１３ 同意第４号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１４ 同意第５号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 15 同意第 6 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 16 同意第 7 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 17 同意第 8 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 18 同意第 9 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 19 同意第 10 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 20 同意第 11 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第 11、同意第 2 号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第 20、同意第 11 号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの 10 案件についてを一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程第 11、同意第 2 号から、日程第 20、同意第 11 号までの 10 案件についてを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 11、同意第 2 号から、日程第 20、同意第 11 号までの 10 案件を一括議題とすることに決定をしました。

それでは、日程第 11、同意第 2 号から、日程第 20、同意第 11 号までを一括議題とします。

まず、同意第 2 号「美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、同意第 11 号「美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの内容説明を求めます。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、同意第 2 号から同意第 11 号までを一括して説明をさせていただきます。

まず、同意第 2 号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所 [REDACTED]

氏名 吉田美好、生年月日 [REDACTED]

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員である吉田美好氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第3号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 [REDACTED]

氏名 濱田憲治、生年月日 [REDACTED]

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、認定農業者である濱田憲治氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第4号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 [REDACTED]

氏名 今田政行、生年月日 [REDACTED]

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、元熊本宇城農業協同組合職員である今田政行氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第5号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 吉坂美佐子、生年月日

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員である吉坂美佐子氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第6号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 松田政明、生年月日

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員である松田政明氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第7号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 奥村 智、生年月日

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員である奥村智氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第8号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 永田末廣、生年月日

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第

1 項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員である永田末廣氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第 9 号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 三浦誠一、生年月日

令和 2 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、認定農業者である三浦誠一氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

次に、同意第 1 0 号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 長木一美、生年月日

令和 2 年 6 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了いたします。委員の

任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員である長木一美氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

最後に、同意第11号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 村田博治、生年月日

令和2年6月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了いたします。委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命することとなっておりますので、認定農業者である村田博治氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

以上、同意第2号から同意第11号までの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

ここで、濱田副議長と交代をします。濱田副議長は、議長席に登壇願います。

（濱田副議長、議長席登壇）

（議長、12番議席へ移動）

—————○—————

○副議長（濱田憲治君） これから質疑を行います。

日程第11、同意第2号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑ですが、ここで、地方自治法117条の規定により、本案件の当事者である吉田美好議員の退席を求めます。

（吉田議長、退場）

○副議長（濱田憲治君） それでは、同意第2号、美里町農業委員会委員の任命につき

同意を求めることについて、質疑ありませんか。

はい、１０番、福田君。

○１０番（福田秀憲君） 議長、１０番。

○副議長（濱田憲治君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） ただいま上程してあります、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて質問いたします。

町長のほうから、詳しく説明いただきました。ほんで、ちょっと確認をさせていただきたいなと思っております。

継続信任をとということでお話をいただきましたけれども、この中に認定農業者というのを、町長のほうから、私がちょっと聞いたので、聞き漏れているかもしれませんが、濱田さん、それと三浦さん、村田さんの３人はこれは認定農業者ですよというなお話を伺いました。ほかには認定農業者の方はこの中でおられるんでしょうか。

○副議長（濱田憲治君） はい、富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

認定農業者の方につきましては、認定農業者である個人の方が永田さん、三浦さん、村田さん、それと濱田さんの４名です。それと、認定農業者である法人の代表者ということで奥村さん、１名、一人ですね。合わせて５名の方が認定農業者ということになっております。

以上でございます。

○１０番（福田秀憲君） はい、理解できましたのでありがとうございます。終わります。

○副議長（濱田憲治君） ほかにございませんでしょうか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田憲治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第２号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○副議長（濱田憲治君） 全員起立です。

したがいまして、同意第２号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める

ことについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、吉田美好議員の入場を許可します。

(吉田議長、入場)

○副議長(濱田憲治君) ここで、吉田議長と交代をいたします。

(濱田副議長、自席へ)

(吉田議長、議長席登壇)

-----○-----

○議長(吉田美好君) 次に、日程第12、同意第3号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑ですが、ここで、地方自治法117条の規定により、本案件の当事者である濱田憲治君の退席を求めます。

(濱田議員、退場)

○議長(吉田美好君) それでは、同意第3号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田美好君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第3号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、同意第3号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

ここで、濱田憲治君の入場を許可します。

(濱田議員、入場、自席へ)

-----○-----

○議長(吉田美好君) 次に、日程第13、同意第4号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑ですが、ここで、地方自治法117条の規定により、本案件の当事者である今田政行君の退席を求めます。

(今田議員、退場)

○議長（吉田美好君） それでは、同意第４号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第４号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第４号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

ここで、今田政行君の入場を許可します。

（今田議員、入場、自席へ）

—————○—————

○議長（吉田美好君） 次に、日程第１４、同意第５号、美里町農業委員会委員の任命
につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第５号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第５号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める

ことについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

—————○—————

○議長（吉田美好君） 次に、日程第15、同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

—————○—————

○議長（吉田美好君） 次に、日程第16、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める

ことについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

—————○—————

○議長（吉田美好君） 次に、日程第１７、同意第８号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第８号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第８号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（吉田美好君） 次に、日程第１８、同意第９号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第９号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第９号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求める

ことについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

—————○—————

○議長（吉田美好君） 次に、日程第１９、同意第１０号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第１０号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、同意第１０号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

—————○—————

○議長（吉田美好君） 次に、日程第２０、同意第１１号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

同意第１１号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、同意第１１号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求め

ることについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

-----○-----

追加日程第 1 議案第 58 号 美里町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（吉田美好君） 追加日程第 1、議案第 58 号、美里町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第 58 号について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度一般会計補正予算書（第 6 号）の 1 ページをお開き願います。

議案第 58 号、令和 2 年度美里町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度美里町の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 2 9 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 1 億 8, 6 4 5 万 1, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出 美里町長 上田泰弘

4 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 2 歳入でございます。歳入におきましては、財源調整のために、財政調整基金繰入金を 3 2 9 万 9, 0 0 0 円減額いたしております。

その下、3 の歳出でございますが、款の 1 議会費におきまして、ご提案いただきました国会陳情及び各常任委員会の研修会に係る旅費、費用弁償、普通旅費合わせまして 2 6 7 万円を減額し、それに附帯します需用費である燃料費 3 万円、使用料及び賃借料 4 3 万 7, 0 0 0 円、負担金、補助及び交付金 3 万円をそれぞれ減額し、合計 3 1 6 万 7, 0 0 0 円を減額いたしております。

その下の枠でございます。

款の 2 総務費におきましては、特別職給料としまして、町長及び副町長の本俸、町長の本俸の 1 0 % 7 万 6, 9 0 0 円分と、副町長の本俸 5 % 分 2 万 8, 8 2 5 円、合わせまして 1 0 万 5, 0 0 0 円を減額。

款の 9 教育費におきまして、特別職給料、教育長分の本俸の 5 % 2 万 6, 5 3 0 円分として、2 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ減額いたしております。

これは、先般の職員の不適正な会計処理の処分を受けての減額となっております。

以上で、議案第 58 号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質

疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５８号、美里町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり決定すること
に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立であります。

したがって、議案第５８号、美里町一般会計補正予算（第６号）は、原案の
とおり可決されました。

—————○—————

日程第２１ 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第２１、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また、派
遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が
必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定をしました。また、
派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣
が必要となった場合等については、議長に一任していただくことに決定をしました。

—————○—————

日程第２２ 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第２３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第２２、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件
について、及び日程第２３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件に
ついてを一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって、日程第２２及び日程第２３を一括して議題とすることに決定をいたしました。

日程第２２及び日程第２３を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第８条の規定により、閉会したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましても提案させていただきました全ての議案、それから同意等に関しまして、全てご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回の定例会におきましては、新型コロナウイルスに対する対策・対応、そしてその中における災害時の行動等についてですね、ご質問あるいはご指摘等ございました。今、私たち、まあ人類は、新しいウィルスと闘っている状況の中であります。その中で、これから先、梅雨を迎える、今まで経験したことがない時期を迎えるわけであります。そういった意味でも、コロナ禍の中でどうこの災害に対応していくかということをしつかりと、いただいたご指摘等踏まえてですね、対応していきたいと思ひますし、まずは町民の皆さんの生命を守るために行動をしていきたいと考えております。また、災害等発生した場合、また皆様にいろいろとお力をお借りすることが出てくると思ひます。どうぞその際にはまたご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、今定例会、大変お疲れ様でございました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和２年第２回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後0時02分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 2 回 定 例 会

令 和 2 年 6 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 吉 田 美 好
編集人 美里町議会事務局長 倉 田 辰 実
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111